



【ご来場の自粛検討のお願い】

新型コロナウイルスの感染拡大が続いております。
多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染
のリスクがあります。当日の来場に関しては、
感染の回避のため自粛をご検討ください。

※ご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。

第48期 定時株主総会 招集ご通知

2019年3月1日から2020年2月29日まで

株主総会参考書類

招集ご通知添付書類

- 事業報告
- 計算書類
- 監査報告

開催情報

日時：2020年5月14日（木曜日）

午前 9 時 受付開始

午前10時 開会

場所：福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号

ホテル日航福岡 3階 都久志の間

イオン九州株式会社

証券コード：2653

証券コード：2653

2020年4月24日

株主の皆さまへ

福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

イオン九州株式会社

代表取締役社長

柴田 祐司

第48期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第48期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席賜りますようご通知申し上げます。

また、当日ご出席いただけない場合は、書面（郵送）またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2020年5月13日（水曜日）午後5時まで議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2020年5月14日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
ホテル日航福岡 3階 都久志の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| [報 告 事 項] | | 第48期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 |
| [決 議 事 項] | | |
| 第 1 号 議 案 | | 当社とマックスバリュ九州株式会社との吸収合併契約承認の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 当社とイオンストア九州株式会社との吸収合併契約承認の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 定款一部変更の件 |
| 第 4 号 議 案 | | 取締役10名選任の件 |
| 第 5 号 議 案 | | 監査役3名選任の件 |

以 上

■当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

■株主総会招集ご通知添付書類のうち、株主総会参考書類の第1号議案「マックスバリュ九州株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」、第2号議案「イオンストア九州株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容」、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項」、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.aeon-kyushu.info/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

■株主総会参考書類、事業報告及び計算書類の内容について、株主総会前日までに修正すべき事情が生じた場合は、上記当社ウェブサイトにおいて掲載することによりお知らせいたします。

議決権行使に関するお願い

新型コロナウイルスによる感染症が流行しておりますので、株主総会へのご出席に際しましては、ご自身の体調をご確認のうえ感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、感染防止のための措置を講じる場合があります。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、**多くの株主の皆さまが集まる株主総会は、集団感染のリスクがあります。議決権の行使は郵送又はインターネット等で行うこともできますので、当日のご来場は、感染の回避のため自粛をご検討ください。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年5月13日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

A 書面（郵送）による議決権の行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、2020年5月13日（水曜日）午後5時までに到着するようにご送付ください。

B インターネットによる議決権の行使の場合



インターネットによる議決権行使のご案内（51頁）をご参照の上、パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、2020年5月13日（水曜日）午後5時までに、議案に対する賛否をご入力ください。

C 当日ご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）
また、議事資料として本冊子をご持参ください。

■書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱います。インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取扱います。

目次

招集ご通知	1
-------------	---

株主総会参考書類	3
----------------	---

（添付書類）

事業報告	35
------------	----

計算書類

貸借対照表	46
-------------	----

損益計算書	48
-------------	----

監査報告

会計監査人の監査報告書謄本	49
---------------------	----

監査役会の監査報告書謄本	50
--------------------	----

ご参考

インターネットによる議決権行使のご案内	51
---------------------------	----

株主優待制度／株主メモ	52
-------------------	----

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 当社とマックスバリュ九州株式会社との吸収合併契約承認の件

当社は、2020年4月10日開催の取締役会において、当社とマックスバリュ九州株式会社（以下「MV九州」といいます。）及びイオンストア九州株式会社（以下「A S九州」といいます。）との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）に関し、2020年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MV九州及びA S九州をそれぞれ吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、MV九州及びA S九州と当社との間でそれぞれ合併契約を締結いたしました。

つきましては、第1号議案の承認可決及びA S九州との合併の効力発生を停止条件として、本議案におきまして、MV九州と当社との合併（以下「本合併」といいます。）に係る本合併契約のご承認をお願いしたいと存じます。本合併を行う目的、本合併契約の内容その他の本議案に関する事項は次のとおりであります。

なお、A S九州と当社との合併に係る合併契約に関しましては、第2号議案におきましてご承認をお願いしたいと存じます。

1. 本合併を行う理由

我々を取り巻く経営環境は、ドラッグストアやディスカウントストア、外食産業などの異業種との競争に加え、スマートフォンなどのデジタル化の進展によるEコマースの台頭など、競争環境は「食」に留まらずボーダレス化が進み、更に生産年齢人口の減少による採用難、最低賃金・社会保障費の上昇による人件費の高騰といった「労働環境の変化」もスピードを増しており、従来の労働集約型オペレーションモデルから脱却した新しいビジネスモデルの構築が急務です。

また、九州における「食」を取り巻く環境も大きく変化しており、可処分所得の伸び悩みや、社会保障費の増加による将来不安などを背景とした「低価格志向」に加え、ナチュラル、オーガニックをはじめとする「健康志向」、よりフレッシュで美味しい地元のものを選択する「ローカル志向」など、「食の志向」は多様化しております。加えて、高齢者世帯や単身・共働き世帯の増加による「時短ニーズ」も高まっており、このようなライフスタイルの変化に対応した店舗、商品、サービスの提供が、益々重要となってきております。

当社においては、GMS（注1）事業及びホームセンター事業を展開し、「九州でNO.1の信頼される企業」の実現に向け、既存店の活性化による収益力の向上や本社のスリム化、店舗オペレーションの効率化によるローコスト経営の推進、セルフレジ等の導入によるデジタル化への対応等に取り組んでまいりました。また、A S九州も、当社同様、GMS事業を展開し、既存店の収益力の向上やローコスト経営の推進に取り組んでまいりました。しかしながら、競争環境が激しさを増すことに加え、お客さまのニーズの変化も多様化しており、投資領域を従来とは異なる、新たな成長領域やインフラの整備にシフトする必要性が高まっております。

また、MV九州においては、「『すべてはお客さまのために』を原点にベストローカルを実現し、九州におけるスーパーマーケット事業のリーディングカンパニーになる」というビジョンのもと、食品小売を中心とするスーパーマーケット（以下「SM」といいます。）事業を手掛けており、新規出店及び既存店の活性化を継続実施するとともに、熾烈な競争環境においても、常に成長の原資を確保するための収益構造の改革に取り組んでまいりました。しかしながら、価格下げ圧力の高まりに呼応するように競争環境の変化スピードは増しており、ドラッグストアやディスカウントストア、コンビニエンスストア等が、より小商圏をターゲットにした高速多店舗出店を武器にして「食」の市場に進出し勢力を拡大してきており、店舗間競争はますます激化しております。

このような経営環境のもと、当社、MV九州及びA S九州の親会社であるイオンは、2017年12月に、2020年に向けたグループ中期経営方針を発表し、これからの「食」を取り巻く環境変化に対応し、更なる飛躍を果たすためには、従来の大型店をベースとした物流センターやプロセスセンター（注2）について、地域ごとに最適な形へ変革するとともに、地域における地元商品の発掘、地域独自のPB（プライベート・ブランド）商品の開発、ITを活用した店舗のレジレス、ネットスーパー対応などデジタル化のための投資を強化することが必須な状況と考え、各地域でグループのSM企業が継続的に成長できる投資が可能なレベルとして、地域ごとに5,000億円の売上規模を有する企業体になる必要があるとの、SM改革に関する方向性を示しました。また、衣料・住居余暇の分野においても、より専門性を高め、更なる成長を目指すとともに、モノとコトを融合させ、新たな利便さを提供することを目指すGMS改革と、業務の効率化とお客さまの利便性を追求する店舗のデジタル化や、ネットとリアルとの融合を推進するデジタル改革の方向性もあわせて示しました。

これを踏まえ、2018年2月上旬以降、当社、MV九州及びA S九州は、九州エリアでのS M改革及びG M S改革を推し進めるべく、本経営統合に関する検討を開始し、当事会社間で協議・検討を重ねてまいりました。

検討の結果、本経営統合の実施により、事業基盤をより強固なものへと変革すること、また、当社、MV九州及びA S九州の本社機能の統合や経営資源の最適化を図ることで、今まで以上に地域のお客さまの豊かなくらしに貢献できるとの判断に至り、2018年10月10日に本基本合意書を締結しました。

本基本合意書締結以降、当社、MV九州及びA S九州は、本経営統合後の事業方針・運営体制や、株主をはじめとするステークホルダーの皆様への影響等について議論を積み重ねてまいりました。本基本合意書締結時点では、2019年4月の最終合意を目指しておりましたが、2019年4月10日に公表した協議継続のお知らせのとおり、本経営統合を円滑に実行し、企業価値の最大化のために協議の継続が必要と判断し、統合スキームの精査と具体的な統合効果について、更なる協議を進めてまいりました。

その結果、本経営統合を通じて、食品・非食品各分野における仕入規模の拡大による価格訴求力の強化等のメリットを享受できること、MV九州のローコストオペレーションを、当社、A S九州に波及させることで、今後の業績改善をより堅調に進めること、また、本社機能の集約・経営資源の最適配分を行うことが、シナジーの発揮に繋がり、統合会社全体の企業価値向上のためにも非常に有益であるとの考えで、関係者間の見解が一致したことから、2020年4月10日、対等の精神に基づき本経営統合について最終合意に至っております。

なお、本経営統合後は、食の強化及び非食品分野の専門化を推進することを目指しており、下記の取り組みによる企業価値向上について、当事会社間で引き続き協議してまいります。

食品の分野においては、お客さまの食に対する志向の多様化やデジタル化に対応し、九州の食文化の向上に資することにより、九州エリアにおいて「リーディングカンパニー」となる市場シェアNO.1を目指して相互の経営資源・ノウハウの共有化を推進し、「食」に関するあらゆるニーズを満たす「フードソリューション企業」を目指してまいります。具体的には、統合シナジーを発揮し、商品調達力を上げ、より激化する競争環境に打ち勝つための価格訴求力の強化、物流やシステムをはじめとするインフラ投資の効率化を進めてまいります。

非食品の分野においては、デジタル化やお客さまの生活スタイルの変化に対応するため、食品以外の衣料品・住関連品においても、「物販」「サービス」をはじめとする専門店の集合体として生まれ変わり、多様化する地域のお客さまのニーズにお応えする企業を目指してまいります。具体的には、投資領域をより専門性の高い商品群へ集中させ、品揃えの幅と深みを追求するとともに、物販以外のサービス分野にもビジネスチャンスを広げ、収益力を高めてまいります。また、物販及びサービスの提供を行う為の接客力・販売力の強化にも努め、衣料品・住関連商品における専門性の強化を目指してまいります。

(注1) G M Sは、General Merchandise Store（総合スーパー）の略です。

(注2) プロセスセンターは、店舗で販売する生鮮食品や加工食品の製造及び包装等を行う施設です。

なお、本経営統合の方法に関しては、2018年10月10日の本基本合意書締結時点では、当社、MV九州及びA S九州による共同株式移転を実施することを予定しておりましたが、協議継続のお知らせのとおり関係者間で慎重に議論を重ね、法務、会計・税務面等の影響について専門家の意見を踏まえ統合スキームを精査してまいりました。その結果、本経営統合後の統合会社の株主となる皆様への安定的な配当原資の確保及び柔軟な資本政策を可能とし、当社及びMV九州の企業価値を損なうことなく対等の精神に基づく経営統合を実現するために、本議案のとおり当社とMV九州との合併、及び第2号議案のとおり、当社とA S九州が合併を行う方式に変更いたしました。

2. 本合併契約の内容

当社とMV九州が2020年4月10日付で締結した本合併契約の内容は、【別添】「吸収合併契約書」をご参照ください。

3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

①本合併に係る割当ての内容

会社名	当社 (吸収合併存続会社)	MV九州 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容	1	1.5

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社は、MV九州の普通株式（以下「MV九州株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）1.5株を割当て交付いたします。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本合併により交付する当社株式数

当社は、本合併により当社株式を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定であります。当社は、本合併に際して、本合併の効力発生日直前（以下「基準時」といいます。）のMV九州の株主名簿に記載又は記録されたMV九州の株主（ただし、当社及びMV九州を除きます。）に対して、上記表に記載の本合併比率に基づいて算出した数の当社株式を割当て交付する予定です。したがって、MV九州の株主から株式買取請求権の行使がなされるなどして、MV九州の2020年8月31日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合等においては、当社が交付する株式数が変動することになります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併により、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるMV九州の株主の皆さまにおかれましては、当社株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売却することはできません。

(i) 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対し、自己の保有する単元未満株式とあわせて1単元（100株）となる数の当社株式を売り渡すことを請求し、これを買増しすることができる制度です。

(ii) 単元未満株式の買取制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆さまが、当社に対し、自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるMV九州の株主の皆さまに対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、当社が、当社株式1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。

②剰余金の配当

当社及びMV九州は、本合併契約において、当社が2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができること、MV九州が2020年2月29日及び2020年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、それぞれ1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うことができることを合意しております。また、当社及びMV九州は、MV九州において効力発生日の前に上記に係る剰余金の配当の決議がなされた場合、当社は、本合併によりMV九州の当該配当金の支払い義務を引き継ぐこと、及び上記に記載のものを除き、本合併の効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない旨を本合併契約において合意しております。

③本合併に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

下記ウ.「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社はＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）を、ＭＶ九州は株式会社アーク・フィナンシャル・インテリジェンス（以下「アーク・フィナンシャル」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定し、2018年10月10日付の本基本合意書締結以降、本格的な検討を開始いたしました。

当社及びＭＶ九州は、それぞれ、当該第三者算定機関に対し、合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。また、継続協議のお知らせのとおり、本経営統合を円滑に実行し企業価値の最大化を図るために統合スキームの精査と具体的な統合効果について慎重に協議を進めてまいりました。

当社においては、下記エ.「利益相反を回避するための措置」の(ア)「当社における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、ＭＶ九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員（以下「独立役員」といいます。）である久留百合子氏、並びにＭＶ九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏から2020年4月10日付で受領した本合併を含む本経営統合の目的の正当性、当社の企業価値向上、本合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併を含む本経営統合に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことに加え、当社の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券による合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、ＭＶ九州と複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

具体的には本合併における合併比率については、当社の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券による合併比率の算定結果のうち、株式市場における客観的な指標である市場株価法、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているＤＣＦ法による算定結果のいずれも考慮した上で、市場株価法による算定結果のレンジを上回る一方で、ＤＣＦ法による算定結果のレンジの下限付近であり、算定結果の全体のレンジの範囲内であることに加え、上記1.「本合併を行う理由」に記載のとおり、本経営統合の実施に伴うシナジーの極大化により、中長期的に当社を含む統合会社全体の企業価値の向上により当社の少数株主においてもその利益を享受できることから、当社の少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

ＭＶ九州においては、下記エ.「利益相反を回避するための措置」の(ウ)「ＭＶ九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、当社及びイオンと利害関係を有しないＭＶ九州の社外取締役であり、かつ独立役員である青木孝一氏及び林田スマ氏、並びに当社及びイオンと利害関係を有しないＭＶ九州の社外監査役であり、かつ独立役員である古賀和孝氏から2020年4月10日付で受領した本合併を含む本経営統合の目的の正当性、ＭＶ九州の企業価値向上、本合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併を含む本経営統合に関するＭＶ九州の決定がＭＶ九州の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことに加え、ＭＶ九州の第三者算定機関であるアーク・フィナンシャルによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びＤＣＦ法による算定結果のレンジを踏まえ、当社と複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

本合併における合併比率については、ＭＶ九州の第三者算定機関であるアーク・フィナンシャルによる合併比率の算定結果のうち、株式市場における最も客観的な指標である市場株価法と、直近の両社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案して算定されているＤＣＦ法による算定結果のいずれも考慮し、検討を致しました。

市場株価法による算定結果のレンジを上回る一方で、ＤＣＦ法による算定結果のレンジを下回っておりますが、算定結果の全体のレンジの範囲内であり、1.「本合併を行う理由」に記載のとおり、本経営統合の実施に伴うシナジーの極大化により、中長期的にＭＶ九州を含む統合会社全体の企業価値の向上によりＭＶ九州の少数株主においてもその利益を享受できることから、ＭＶ九州の少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

このように、当社及びMV九州は、それぞれ、第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ相手方に対して実施したデューデューリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、2020年4月10日に開催された両社の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。

イ. 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び各社との関係

当社の第三者算定機関であるS M B C日興証券は、当社、MV九州及びイオンの関連当事者には該当せず、本合併を含む本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

また、MV九州の第三者算定機関であるアーク・フィナンシャルは、当社、MV九州及びイオンの関連当事者には該当せず、本合併を含む本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

当社は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、S M B C日興証券を第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

S M B C日興証券の各社の株式価値の算定手法の概要は以下のとおりです。

当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、それぞれ採用して算定しました。

MV九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、また将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、それぞれ採用して算定を行いました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
当社	MV九州	
市場株価法	市場株価法	1.02～1.12
D C F法	D C F法	1.49～4.02

なお、市場株価法については、2020年4月9日を算定基準日として、当社株式及びMV九州株式それぞれの東京証券取引所市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

D C F法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、MV九州については、MV九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV九州の財務予測に基づき、MV九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、当社については、割引率を5.13%～6.27%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。一方、MV九州については、割引率を6.45%～7.89%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。それらの結果を基に本合併の合併比率のレンジを1.49～4.02として算定しております。

S M B C日興証券は、合併比率の算定に際して、当社及びMV九州から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びMV九州の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。S M B C日興証券の合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びMV九州の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びMV九州により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としておりま

す。なお、当該財務予測は、本経営統合の実施を前提としておりません。また、新型コロナウイルスの影響については、その影響額を合理的に見込むことが困難であるため当該財務予測には反映されておりません。

なお、S M B C日興証券による合併比率の算定結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

S M B C日興証券がD C F法による算定の前提とした当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2020年2月期においては、店舗オペレーションコストをはじめとする販売費及び一般管理費の減少に努めることで、営業利益の大幅な増加を見込んでおります。2021年2月期においては、新規出店による営業収益の増加で営業利益の大幅な増加を見込んでおります。

また、MV九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていません。

他方、MV九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、アーク・フィナンシャルを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

アーク・フィナンシャルの各社の株式価値の算定手法の概要は以下のとおりです。

当社については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、それぞれ採用して算定しました。

MV九州については、同社が東京証券取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためD C F法を、それぞれ採用して算定しました。

当社株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の各算定方法による算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
当社	MV九州	
市場株価法	市場株価法	1.015～1.123
D C F法	D C F法	1.625～2.640

なお、市場株価法については、2020年4月9日を算定基準日として、当社株式及びMV九州株式それぞれの東京証券取引所市場における算定基準日の終値、並びに算定基準日から遡る1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の取引日における終値単純平均値を採用いたしました。

D C F法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを予測し、MV九州については、MV九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したMV九州の財務予測に基づき、MV九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを予測したうえで、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、当社については、割引率を4.39%～4.89%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。一方、MV九州については、割引率を5.02%～5.52%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。その結果を基に本合併の合併比率のレンジを1.625～2.640として算定しております。

アーク・フィナンシャルは、合併比率の算定に際して、当社及びMV九州から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びMV九州の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。アーク・フィナンシャルの合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びMV九州の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びMV九州により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、当該財務予測は、本経営統合の実施を前提としておりません。また、新型コロナウイルスの

影響については、その影響額を合理的に見込むことが困難であるため当該財務予測には反映されておりません。

なお、アーク・フィナンシャルによる合併比率の算定結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

アーク・フィナンシャルがDCF法による算定の前提とした当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2021年2月期においては、売上総利益率の改善による売上総利益及び営業総利益の増加に加え、新規出店による営業収入の増加で営業利益の大幅増加を見込んでおります。

ウ. 公正性を担保するための措置

本合併においては、イオンが当社及びMV九州それぞれの親会社であることから、本合併は当社及びMV九州それぞれにとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、SMB C日興証券を第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ.「算定に関する事項」の(イ)「算定の概要」をご参照ください。

なお、当社は、SMB C日興証券から本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

MV九州は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、アーク・フィナンシャルを第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ.「算定に関する事項」の(イ)「算定の概要」をご参照ください。なお、MV九州は、アーク・フィナンシャルから本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

エ. 利益相反を回避するための措置

本合併は、イオンが当社及びMV九州それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

(ア) 当社における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

当社の取締役会は、本合併が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、MV九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ独立役員である久留百合子氏、並びにMV九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏に対し、本合併含む本経営統合を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併を含む本経営統合の目的の正当性、(b) 本合併比率の妥当性、(c) 本合併を含む本経営統合の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併を含む本経営統合が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。

久留百合子氏及び阪口彰洋氏の2名は、2018年2月上旬以降、関係者からの説明を受け、情報収集を行い、必要に応じて協議を行う等して検討を進めてまいりました。かかる経緯のもと、SMB C日興証券が作成した合併比率算定書の算定結果及びその他の本合併に関連する各種資料、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併を含む本経営統合に関して慎重に検討した結果、本合併を含む本経営統合は、当社の企業価値向上に資するものであり、本合併を含む本経営統合の目的は正当なものであること、本合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併を含む本経営統合に係る手続は公正なものであると認められることなどから、本合併を含む本経営統合は当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2020年4月10日付で当社の取締役会に提出しております。

なお、久留百合子氏及び阪口彰洋氏は、上記意見書の提出に際して固有の報酬を受領しておりません。

(イ) 当社における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役のうち、イオンの相談役を兼任している森美樹氏、イオンの執行役を兼任している岡崎双一氏、イオン子会社の代表取締役を兼任している平松弘基氏、並びにイオン子会社の取締役を兼任している伊藤文博氏及び川口高弘

氏は、イオン又はイオン子会社の立場で本合併の協議及び交渉に関与しておらず、特別利害関係を有するものとも考えられないことから、取締役会の定足数を確実に満たすため、2020年4月10日開催の当社の取締役会における本合併に関する議案の審議及び決議に参加しております。

ただし、利益相反のおそれを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、当社の取締役8名のうち、上記5名を除く3名の取締役により、本合併に関する審議を行い、その全員一致で本合併に関する議案を承認可決したうえで、その後、森美樹氏、岡崎双一氏、平松弘基氏、伊藤文博氏及び川口高弘氏を含む8名の取締役によりあらためて本合併に関する審議を行い、その全員一致で本合併に関する議案を承認可決しております。

また、当社の監査役4名のうち原伸明氏、笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。イオンの従業員を兼務している原伸明氏、並びにイオン子会社の監査役を兼務している笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

(ウ)MV九州における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

MV九州の取締役会は、本合併がMV九州の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、当社及びイオンと利害関係を有しないMV九州の社外取締役であり、かつ、独立役員である青木孝一氏及び林田スマ氏、並びに当社及びイオンと利害関係を有しないMV九州の社外監査役であり、かつ独立役員である古賀和孝氏に対し、本合併を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) 本合併の目的の正当性、(b) 本合併比率の妥当性、(c) 本合併の手の適正性、(d) これらの点を踏まえ、本合併がMV九州の少数株主にとって不利益なものであるか否かについて、諮問いたしました。

青木孝一氏、林田スマ氏及び古賀和孝氏の3名は、2018年2月上旬以降、関係者からの説明を受け、情報収集を行い、必要に応じて協議を行う等して検討を進めてまいりました。かかる経緯のもと、アーク・フィナンシャルが作成した合併比率算定書の算定結果及びその他の本合併に関連する各種資料、関係者からの説明等の内容を踏まえ本合併に関して慎重に検討した結果、本合併は、MV九州の企業価値向上に資するものであり、本合併の目的は正当なものであること、本合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、本合併に係る交渉過程及び本合併に係る手続は公正なものであることなどから、本合併はMV九州の少数株主にとって不利益なものではないと認められる旨の意見書を2020年4月10日付でMV九州の取締役会に提出しております。

なお、青木孝一氏、林田スマ氏及び古賀和孝氏は、上記意見書の提出に際して固有の報酬を受領しておりません。

(エ)MV九州における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

2020年4月10日開催のMV九州の取締役会では、MV九州の取締役の全員一致で、本合併に関する審議及び決議を行いました。また、監査役3名のうち古賀和孝氏が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

当該取締役会においては、MV九州の監査役のうち、過去イオン九州の取締役であった宮崎雅典氏及びイオン子会社の監査役を兼務している久家基裕氏は本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記MV九州の取締役会における本合併に関する審議には参加しておりません。

④吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により、増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に従って、当社が定めます。

上記については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

(2) 会社法第749条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第2号）

当社は、本合併に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げるMV九州の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するMV九州の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑧までの第2欄に掲げる当社の新株予約権を割当て交付いたします。

これは、MV九州の発行している各新株予約権がいずれも1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストックオプションであることを踏まえ、当社が、本合併に際して、実質的に同一の条件となる新株予約権の目的である株式の数を本合併

比率に応じて調整した当社の株式報酬型ストックオプションである新株予約権を、基準時におけるMV九州の各新株予約権の新株予約権者に対し、その保有するMV九州の新株予約権1個につき、当社の新株予約権1個の割合をもって交付することとしたものであり、その内容は相当と判断しております。

なお、MV九州は新株予約権付社債を発行しておりません。

	第1欄			第2欄	
	名称	内容	新株予約権の 残存数(個)	名称	内容
①	マックスバリュ九州株式会社 第1回新株予約権	別紙①-1記載	57個	イオン九州株式会社 第14回新株予約権	別紙①-2記載
②	マックスバリュ九州株式会社 第2回新株予約権	別紙②-1記載	30個	イオン九州株式会社 第15回新株予約権	別紙②-2記載
③	マックスバリュ九州株式会社 第3回新株予約権	別紙③-1記載	30個	イオン九州株式会社 第16回新株予約権	別紙③-2記載
④	マックスバリュ九州株式会社 第4回新株予約権	別紙④-1記載	74個	イオン九州株式会社 第17回新株予約権	別紙④-2記載
⑤	マックスバリュ九州株式会社 第5回新株予約権	別紙⑤-1記載	23個	イオン九州株式会社 第18回新株予約権	別紙⑤-2記載
⑥	マックスバリュ九州株式会社 第6回新株予約権	別紙⑥-1記載	57個	イオン九州株式会社 第19回新株予約権	別紙⑥-2記載
⑦	マックスバリュ九州株式会社 第7回新株予約権	別紙⑦-1記載	109個	イオン九州株式会社 第20回新株予約権	別紙⑦-2記載
⑧	マックスバリュ九州株式会社 第8回新株予約権	別紙⑧-1記載	109個	イオン九州株式会社 第21回新株予約権	別紙⑧-2記載

(注) 「新株予約権の残存数」欄には2020年4月10日現在の個数を記載している。なお、本吸収合併の効力発生日より前に、本表の①から⑧までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が行使等により減少した場合にはそれに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行個数を減少させるものとし、これにより本表の①から⑧までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が0個になったときは、それに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行は取りやめその番号は欠番とする。

(3) 吸収合併消滅会社について次に掲げる事項(会社法施行規則第191条第3号)

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

法令及び当社定款第14条の定めに基づき、当社WEBサイト

(<https://www.aeon-kyushu.info/>)に掲載しておりますので、本株主総会参考書類には記載しておりません。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第191条第5号)

該当事項はありません。

【別添】

吸収合併契約書

イオン九州株式会社（以下「甲」という。）及びマックスバリュ九州株式会社（以下「乙」という。）は、2020年4月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収合併の当事者）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。
 - (1) 吸収合併存続会社
(商号) イオン九州株式会社
(住所) 福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
 - (2) 吸収合併消滅会社
(商号) マックスバリュ九州株式会社
(住所) 福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号

第 2 条（本吸収合併に際して交付する対価等）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時（以下、「基準時」という。）における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下、「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に1.5を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.5株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前2項に従って割当対象株主に交付する甲の普通株主の数に1株に満たない端数がある場合、会社法第234条その他の関係法令に基づき処理するものとする。

第 3 条（本吸収合併に際して交付する新株予約権）

1. 甲は、本吸収合併に際して、基準時における以下の表の①から⑧までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権に代わり、基準時における当該新株予約権の総数と同数の、同①から⑧までの第2欄に掲げる甲の新株予約権を交付する。

	第 1 欄			第 2 欄	
	名称	内容	新株予約権の 残存数（個）	名称	内容
①	マックスバリュ九州株式会社 第 1 回新株予約権	別紙①-1記載	57個	イオン九州株式会社 第14回新株予約権	別紙①-2記載
②	マックスバリュ九州株式会社 第 2 回新株予約権	別紙②-1記載	30個	イオン九州株式会社 第15回新株予約権	別紙②-2記載
③	マックスバリュ九州株式会社 第 3 回新株予約権	別紙③-1記載	30個	イオン九州株式会社 第16回新株予約権	別紙③-2記載
④	マックスバリュ九州株式会社 第 4 回新株予約権	別紙④-1記載	74個	イオン九州株式会社 第17回新株予約権	別紙④-2記載
⑤	マックスバリュ九州株式会社 第 5 回新株予約権	別紙⑤-1記載	23個	イオン九州株式会社 第18回新株予約権	別紙⑤-2記載

	第 1 欄			第 2 欄	
	名称	内容	新株予約権の 残存数 (個)	名称	内容
⑥	マックスバリュ九州株式会社 第 6 回新株予約権	別紙⑥-1記載	57個	イオン九州株式会社 第19回新株予約権	別紙⑥-2記載
⑦	マックスバリュ九州株式会社 第 7 回新株予約権	別紙⑦-1記載	109個	イオン九州株式会社 第20回新株予約権	別紙⑦-2記載
⑧	マックスバリュ九州株式会社 第 8 回新株予約権	別紙⑧-1記載	109個	イオン九州株式会社 第21回新株予約権	別紙⑧-2記載

(注) 「新株予約権の残存数」欄には2020年4月10日現在の個数を記載している。なお、本吸収合併の効力発生日より前に、本表の①から⑧までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が行使等により減少した場合にはそれに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行個数を減少させるものとし、これにより本表の①から⑧までの第1欄に掲げるいずれかの新株予約権の残存数が0個になったときは、それに相当する第2欄に掲げる新株予約権の発行は取りやめその番号は欠番とする。

2. 甲は、本吸収合併に際して、基準時における前項の表の①から⑧までの第1欄に掲げる乙の新株予約権の各新株予約権者に対し、その所有する乙の新株予約権1個につき、それぞれ同①から⑧までの第2欄に掲げる新株予約権1個を割り当てる。

第 4 条 (甲の資本金及び準備金の額)

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第 5 条 (効力発生日)

本吸収合併がその効力を生ずる日 (以下「効力発生日」という。) は、2020年9月1日とする。ただし、本吸収合併の手續の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

第 6 条 (株主総会)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第 7 条 (剰余金の配当)

1. 甲及び乙は、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。
2. 前項にかかわらず、甲は、2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 第1項にかかわらず、乙は以下の各号の剰余金の配当を行うことができるものとし、乙において効力発生日の前に当該剰余金の配当の決議がなされた場合は、甲は、本吸収合併により乙の当該配当金の支払い義務を引き継ぐものとする。
 - (1) 2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うこと
 - (2) 2020年8月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり20円及び総額2億円を限度として、剰余金の配当を行うこと

第 8 条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

第 9 条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議・合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 10 条（停止条件）

本吸収合併は、第5条の定めにかかわらず、2020年4月10日付けで甲及びイオンストア九州株式会社（以下「丙」という。）の間で締結された吸収合併契約に基づく、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併が効力を生ずることを停止条件として効力を生ずるものとする。

第 11 条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める甲又は乙の株主総会における承認を得られなかったときは、その効力を失うものとする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年4月10日

甲：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
イオン九州株式会社
代表取締役社長 柴田 祐司

乙：福岡県福岡市博多区大井二丁目3番1号
マックスバリュ九州株式会社
代表取締役社長 佐々木 勉

マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権の概要

- (1) 新株予約権の名称
マックスバリュ九州株式会社第1回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
- (2) 新株予約権の総数
217個を上限とする。
- (3) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の1個当たりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、100株とし、新株予約権の全部が行使された場合に発行される当社普通株式は21,700株を上限とする。なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
- (4) 新株予約権の発行価額
割当日における会計上の公正な評価額で発行する。
- (5) 新株予約権の払込金額
新株予約権は、割当日における会計上の公正な評価額に相当する取締役報酬として発行するため、新株予約権と引き換えに金銭の払い込みは要しない。
- (6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1円とする。
 なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$
- (7) 新株予約権を行使できる期間
2013年6月10日から2028年6月9日までとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、取締役又は監査役の地位にあることを要する。ただし、取締役及び監査役を退任した場合であっても、退任日から5年以内に限って権利行使ができるものとする。
 - ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
- (9) 新株予約権の消滅事由及び取得事由
 - ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても取締役及び監査役の退任日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
 - ②新株予約権者が次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
 - (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
 - (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合
 - (エ) (11)に定める権利承継者が死亡した場合
 - (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
 - ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

- (10) 新株予約権の譲渡禁止
新株予約権者及び(11)に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。
- (11) 新株予約権の相続
新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
- (12) 新株予約権証券の発行
新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。
- (13) 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金
新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。
- (14) 新株予約権の対象者及びその人数
2012年5月11日開催の株主総会で選任（再任を含む）された当社の取締役（10人。社外取締役を除く。）に割り当てる。
- (15) 新株予約権の割当日
2013年5月10日とする。

以上

注 別紙②-1、同③-1、同④-1、同⑤-1、同⑥-1、同⑦-1、同⑧-1については、上記別紙①-1の新株予約権規程の内容の該当箇所に関する記載のうち、以下の「読替対象文言」を「読替後の文言」のとおりにそれぞれ読み替えたものとする。

	名称	行使期間	割当日
別紙①-1の読替対象文言	マックスバリュ九州株式会社 第1回新株予約権	2013年6月10日から2028年6月9日	2013年5月10日
別紙②-1における読替後の文言	マックスバリュ九州株式会社 第2回新株予約権	2014年6月10日から2029年6月9日	2014年5月10日
別紙③-1における読替後の文言	マックスバリュ九州株式会社 第3回新株予約権	2015年6月10日から2030年6月9日	2015年5月10日
別紙④-1における読替後の文言	マックスバリュ九州株式会社 第4回新株予約権	2016年6月10日から2031年6月9日	2016年5月10日
別紙⑤-1における読替後の文言	マックスバリュ九州株式会社 第5回新株予約権	2017年6月10日から2032年6月9日	2017年5月10日
別紙⑥-1における読替後の文言	マックスバリュ九州株式会社 第6回新株予約権	2018年6月10日から2033年6月9日	2018年5月10日
別紙⑦-1における読替後の文言	マックスバリュ九州株式会社 第7回新株予約権	2019年6月10日から2034年6月9日	2019年5月10日
別紙⑧-1における読替後の文言	マックスバリュ九州株式会社 第8回新株予約権	2020年6月10日から2035年6月9日	2020年5月10日

イオン九州株式会社第14回新株予約権の概要

1. 新株予約権の名称
イオン九州株式会社第14回新株予約権（株式報酬型ストックオプション）
2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
新株予約権の目的たる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の1個当たりの数（以下、「付与株式数」という。）は150株とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
 当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じ株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。
3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価格は、1円とする。
なお、当社が株式の分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による新株予約権1個当たり1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times (1 \div \text{分割（または併合）の比率})$$
4. 新株予約権を行使できる期間
2020年9月1日から2028年6月9日までとする。
5. その他新株予約権の行使の条件
 - ①新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社の取締役、監査役又は従業員（以下、「当社取締役等」という。）の地位にあることを要する。ただし、次の各号に定める場合においても、権利行使ができるものとする。
 - (ア)当社取締役等を退任・退職した場合であっても、退任・退職の日から5年以内に限りなお権利行使することができる。
 - (イ)当社とマックスバリュ九州株式会社（以下、「MV九州社」という。）との間で2020年4月に締結した合併契約（以下、「合併契約」という。）の締結時点で、すでにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任していた新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。
 - (ウ)合併契約締結後、基準日までにMV九州社の取締役及び監査役のいずれをも退任した新株予約権者については、その退任日から5年間経過する日まで、権利行使することができるものとする。
 - ②新株予約権については、その数の全数につき一括して行使することとし、これを分割して行使することはできないものとする。
6. 新株予約権の消却事由及び取得事由
 - ①新株予約権者が、新株予約権を行使しないまま、権利行使期間が経過した場合、または権利行使期間内であっても上記5.①(ア)から(ウ)までに定める退任・退職の日から5年が経過した場合、新株予約権は消滅する。
 - ②新株予約権者が、次のいずれかに該当したとして取締役会が新株予約権を取得する旨の決議をした場合、当社は当該新株予約権者の新株予約権を無償で取得することができる。
 - (ア)法令または当社の内部規律に対する重大な違反行為があった場合
 - (イ)禁固以上の刑に処せられた場合
 - (ウ)当社の事前の許可なく、競業会社の役員、使用人に就任しまたは就任することを承諾した場合
 - (エ)8.に定める権利承継者が死亡した場合
 - (オ)新株予約権者が新株予約権の全部を放棄する旨を申し出たとき
 - ③取締役会において新株予約権の全部または一部を取得する旨の決議をした場合、当社は取締役会決議により取得することを定めた新株予約権を無償で取得することができる。

7. 新株予約権の譲渡禁止

新株予約権者及び次項に定める権利承継者は、新株予約権を譲渡し、またはこれを担保に供することはできない。

8. 新株予約権の相続

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人の内1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。

9. 新株予約権証券の発行

新株予約権者及びその権利承継者は、新株予約権に係る新株予約権証券の発行請求を行わないものとする。

10. 新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により新たに普通株式を発行する場合において、増加する資本金の額は1株当たり帳簿価額と行使価額との合計額の2分の1（1円未満の端数は切り上げる。）とし、増加する資本準備金の額は当該合計額から当該増加資本金の額を控除した額とする。

11. その他

新株予約権の発行及び割当てに関する細目の決定並びに新株予約権の発行に必要な諸手続の履行等、新株予約権の発行のために必要な事務については、代表取締役に一任するものとする。

以上

注 別紙②-2、同③-2、同④-2、同⑤-2、同⑥-2、同⑦-2、同⑧-2については、上記別紙①-2の新株予約権規程の内容の該当箇所に関する記載のうち、以下の「読替対象文言」を「読替後の文言」のとおりにそれぞれ読み替えたものとする。

	名称	行使期間
別紙①-2の読替対象文言	イオン九州株式会社 第14回新株予約権	2020年9月1日から2028年6月9日
別紙②-2における読替後の文言	イオン九州株式会社 第15回新株予約権	2020年9月1日から2029年6月9日
別紙③-2における読替後の文言	イオン九州株式会社 第16回新株予約権	2020年9月1日から2030年6月9日
別紙④-2における読替後の文言	イオン九州株式会社 第17回新株予約権	2020年9月1日から2031年6月9日
別紙⑤-2における読替後の文言	イオン九州株式会社 第18回新株予約権	2020年9月1日から2032年6月9日
別紙⑥-2における読替後の文言	イオン九州株式会社 第19回新株予約権	2020年9月1日から2033年6月9日
別紙⑦-2における読替後の文言	イオン九州株式会社 第20回新株予約権	2020年9月1日から2034年6月9日
別紙⑧-2における読替後の文言	イオン九州株式会社 第21回新株予約権	2020年9月1日から2035年6月9日

第2号議案 当社とイオンストア九州株式会社との吸収合併契約承認の件

第1号議案においてご説明いたしましたとおり、当社は、2020年4月10日開催の取締役会において、当社とイオンストア九州株式会（以下「A S九州」といいます。）は、2020年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、A S九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に係る吸収合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結することを決議し、A S九州との間で本合併契約を締結いたしました。

つきましては、本議案におきまして、第1号議案の承認可決及びMV九州との合併の効力発生を停止条件として、本合併契約のご承認をお願いいたしたいと存じます。本合併を行う目的、本合併契約の内容その他の本議案に関する事項は次のとおりであります。

1. 本合併を行う理由

第1号議案「当社とマックスバリュ九州株式会社との吸収合併契約承認の件」の「1. 本合併を行う理由」（3頁）をご参照ください。

2. 本合併契約の内容

当社とA S九州が2020年4月10日付で締結した本合併契約の内容は、【別添】「吸収合併契約書」をご参照ください。

3. 会社法施行規則第191条に定める内容の概要

(1) 会社法第749条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項（会社法施行規則第191条第1号）

①本合併に係る割当ての内容

会社名	当社 (吸収合併存続会社)	A S九州 (吸収合併消滅会社)
本合併に係る 割当ての内容	1	2,262

(注1) 本合併に係る割当比率（以下「本合併比率」といいます。）

当社は、A S九州の普通株式（以下「A S九州株式」といいます。）1株に対して、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）2,262株を割当て交付いたします。なお、上記の本合併比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。

(注2) 本合併により交付する当社株式数

当社は、本合併により当社株式2,262株を割当て交付するに際し、新たに普通株式を発行する予定です。

上記の当社株式数は、A S九州の発行済株式総数（2,000株）を基準として算出しております。

②剰余金の配当

当社及びA S九州は、本合併契約において、当社が2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができることを合意しております。

③本合併に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

下記ウ。「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本合併における合併比率その他本合併の公正性を担保するため、当社はS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）を、第三者算定機関として選定し、2018年10月10日付の本基本合意書締結以降、本格的な検討を開始いたしました。

当社は、当該第三者算定機関に対し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、当該第三者算定機関による算定結果を参考に、かつ当社及びA S九州は相手方に対して実施したデューデリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社の間で合併比率について慎重に交渉・協議を複数回にわたり重ねてまいりました。また、継続協議のお知らせのとおり、本経営統合を円滑に実行し企業価値の最大化を図るために統合スキームの精査と具体的な統合効果について慎重に協議を進めてまいりました。

当社においては、下記工．「利益相反を回避するための措置」の(ア)「当社における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得」に記載のとおり、ＡＳ九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ、独立役員である久留百合子氏、並びにＡＳ九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏から2020年4月10日付で受領した本合併を含む本経営統合の目的の正当性、当社の企業価値向上、本合併比率の妥当性、交渉過程及び意思決定過程の手続の公正性等の観点から総合的に判断して、本合併を含む本経営統合に関する当社の決定が当社の少数株主にとって不利益でないと判断される旨の意見書を取得したことを踏まえ、当社の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券による合併比率の算定結果のうち、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定結果のレンジを踏まえ、ＡＳ九州と複数回慎重に協議を行った結果、本合併比率について合意に至りました。

本合併における合併比率については、当社の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券による合併比率の算定結果のうち、ＤＣＦ法による算定結果のレンジの範囲内であることから、合理的な水準にあり、本経営統合によりＡＳ九州の保有不動産の流動化による財務体質の強化に加え、食品事業と非食品事業の集約による各事業での仕入力の強化や業務効率化に伴う利益率の向上等、中長期的に当社を含む統合会社全体の企業価値の向上により当社の少数株主においてもその利益を享受できることから、当社の少数株主の利益を損なうものではなく妥当であるとの判断に至りました。

このように、当社及びＡＳ九州は、相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を踏まえて、それぞれの財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案しながら、慎重に交渉・協議を重ねるとともに、当社は第三者算定機関による算定結果を参考に、独立役員から取得した意見等も踏まえた上で、2020年4月10日に開催された当社及びＡＳ九州の取締役会において、本合併比率により本合併を行うことを決定し、合意いたしました。

イ．算定に関する事項

(ア)算定機関の名称及び各社との関係

当社の第三者算定機関であるＳＭＢＣ日興証券は、当社、ＡＳ九州及びイオンの関連当事者には該当せず、本合併を含む本経営統合に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ)算定の概要

当社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、ＳＭＢＣ日興証券を第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、以下の内容を含む合併比率算定書を取得いたしました。

ＳＭＢＣ日興証券の各社の株式価値の算定手法の概要は以下のとおりです。

当社については、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定しました。非上場会社であるＡＳ九州については、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

当社株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法		合併比率の算定レンジ
当社	ＡＳ九州	
ＤＣＦ法	ＤＣＦ法	1,309.97～4,539.57

なお、ＤＣＦ法では、当社については、当社の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の財務予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、ＡＳ九州については、ＡＳ九州の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮したＡＳ九州の財務予測に基づき、ＡＳ九州が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、それぞれ一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を評価しております。具体的には、当社については、割引率を5.13%～6.27%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。ＡＳ九州については、割引率を5.13%～6.27%とし、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率法では永久成長率を-0.25%～0.25%として評価しております。その結果を基に本合併の合併比率のレンジを1,309.97～4,539.57として算定しております。

DCF法の算定の前提としたA S九州の財務予測の具体的な数値は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	2020年2月期 (3ヶ月)	2021年2月期	2022年2月期	2023年2月期	2024年2月期	2025年2月期	2026年2月期
営業収益	12,323	47,491	47,043	46,715	46,222	46,080	45,901
営業利益	82	△500	△300	0	563	747	892
E B I T D A	386	320	549	810	1,545	1,723	1,868
フリー・キャッシュ・フロー	△649	476	△1,471	△2,245	1,173	1,073	1,353

(注) 2020年2月期は、2019年12月から2020年2月の3ヶ月間の財務予測となります。

S M B C日興証券は、合併比率の算定に際して、当社及びA S九州から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及びA S九州の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。S M B C日興証券の合併比率の算定は、算定基準日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及びA S九州の財務予測（利益計画その他の情報を含みます。）については、当社及びA S九州により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。なお、当該財務予測は、本経営統合の実施を前提としておりません。また、新型コロナウイルスの影響については、その影響額を合理的に見込むことが困難であるため当該財務予測には反映されておられません。

また、S M B C日興証券による合併比率の算定結果は、本合併における合併比率の公正性について意見を表明するものではありません。

なお、S M B C日興証券がDCF法による算定の前提とした当社から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2020年2月期においては、店舗オペレーションコストをはじめとする販売費及び一般管理費の減少に努めることで、営業利益の大幅な増加を見込んでおります。2021年2月期においては、新規出店による営業収益の増加で営業利益の大幅な増加を見込んでおります。

また、A S九州から提供を受けた財務予測については、大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれています。具体的には、2021年2月期には営業総利益を改善させることで営業損失の減少を見込んでおります。また2022年2月期以降においては、販売費及び一般管理費を抑制することで、2022年2月期は営業損失の減少、2023年2月期は営業赤字の解消、2024年2月期から2025年2月期にかけては、営業利益の大幅な増加を見込んでおります。

ウ. 公正性を担保するための措置

本合併においては、イオンが当社及びA S九州それぞれの親会社であることから、本合併は当社及びA S九州にとって支配株主との重要な取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断し、以下のとおり公正性を担保するための措置を実施しております。

独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は、合併比率の算定にあたって公正性を期すため、S M B C日興証券を第三者算定機関として選定し、合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。算定書の概要は、上記イ.「算定に関する事項」の(イ)「算定の概要」をご参照ください。なお、当社は、S M B C日興証券から本合併比率が財務的見地から妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、A S九州においても、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって公正性を期すため、株式会社A G Sコンサルティングを第三者算定機関として選定し、本合併に用いられる合併比率の算定を依頼し、合併比率算定書を取得しました。

エ. 利益相反を回避するための措置

本合併は、イオンが当社及びM/V九州それぞれの親会社であり、イオンを通じて相互に利益相反が生じ得る構造が存在することから、利益相反を回避するための措置として、以下の措置を実施しております。

(ア) 当社における利害関係を有しない独立役員からの意見の取得

当社の取締役会は、A S九州合併が当社の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止するため、A S九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外取締役であり、かつ独立役員である久留百合子氏、並びにA S九州及びイオンと利害関係を有しない当社の社外監査役であり、かつ独立役員である阪口彰洋氏に対し、A S九州合併を含む本経営統合を検討するにあたって、東京証券取引所の定める規則に基づき、(a) A S九州合併を含む本経営統合の目的の正当性、(b) A S九州合併比率の妥当性、(c) A S九州合併を含む本経営統合の手続の適正性、(d) これらの点を踏まえ、A S九州合併を含む本経営統合が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて、諮問いたしました。

久留百合子氏及び阪口彰洋氏の2名は、2018年2月上旬以降、関係者からの説明を受け、情報収集を行い、必要に応じて協議を行う等して検討を進めてまいりました。かかる経緯のもと、S M B C日興証券が作成した合併比率算定書の算定結果及びその他のA S九州合併に関連する各種資料、関係者からの説明等の内容を踏まえA S九州合併を含む本経営統合に関して慎重に検討した結果、A S九州合併を含む本経営統合は、当社の企業価値向上に資するものであり、A S九州合併を含む本経営統合の目的は正当なものであること、A S九州合併比率は公正に決定された妥当なものと認められること、A S九州合併に係る交渉過程及びA S九州合併を含む本経営統合に係る手続は公正なものであると認められることなどから、A S九州合併を含む本経営統合は当社の少数株主にとって不利益なものでないと認められる旨の意見書を2020年4月10日付でイオン九州の取締役会に提出しております。

なお、久留百合子氏及び阪口彰洋氏は、上記意見書の提出に際して固有の報酬を受領しておりません。

(イ) 当社における利害関係を有する取締役及び監査役を除く取締役全員の承認並びに監査役全員の異議がない旨の意見

当社の取締役のうち、A S九州の代表取締役を兼任している平松弘基氏は、A S九州合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、2020年4月10日開催の当社の取締役会におけるA S九州合併に関する審議及び決議に参加しておらず、当社の立場においてA S九州合併に関する協議及び交渉に参加しておりません。当社の取締役のうち、イオンの相談役を兼任している森美樹氏、イオンの執行役を兼任している岡崎双一氏、並びにA S九州の取締役を兼任している伊藤文博氏及び川口高弘氏は、イオン又はA S九州の立場でA S九州合併の協議及び交渉に関与しておらず、特別利害関係を有するものとも考えられないことから、取締役会の定足数を確実に満たすため、2020年4月10日開催の当社の取締役会におけるA S九州合併に関する議案の審議及び決議に参加しております。

ただし、利益相反のおそれを回避する観点から、念のため、かかる審議及び決議に先立ち、まず、当社の取締役8名のうち、上記5名を除く3名の取締役により、A S九州合併に関する審議を行い、その全員一致でA S九州合併に関する議案を承認可決したうえで、その後に森美樹氏、岡崎双一氏、伊藤文博氏及び川口高弘氏を含む7名の取締役によりあらためてA S九州合併に関する審議を行い、その全員一致でA S九州合併に関する議案を承認可決しております。

また、当社の監査役4名のうち原伸明氏、笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏を除く1名が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。イオンの従業員を兼務している原伸明氏、並びにイオン子会社の監査役を兼務している笹川恭広氏及び伊藤三知夫氏はA S九州合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また上記当社の取締役会におけるA S九州合併に関する審議には参加しておりません。

④吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により、増加する当社の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条に従って、当社が定めます。

上記については、機動的な資本政策の観点から相当であると判断される額といたします。

(2) 吸収合併消滅会社について次に掲げる事項（会社法施行規則第191条第3号）

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

法令及び当社定款第14条の定めに基づき、当社WEBサイト

(<https://www.aeon-kyushu.info/>)に掲載しておりますので、本株主総会参考書類には記載しておりません。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

(3) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第191条第5号）

該当事項はありません。

【別添】

吸収合併契約書

イオン九州株式会社（以下「甲」という。）及びイオンストア九州株式会社（以下「乙」という。）は、2020年4月10日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本吸収合併の当事者）

1. 甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併（以下「本吸収合併」という。）を行う。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社

（商号）イオン九州株式会社

（住所）福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

(2) 吸収合併消滅会社

（商号）イオンストア九州株式会社

（住所）福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号

第 2 条（本吸収合併に際して交付する対価等）

1. 甲は、本吸収合併に際して、本吸収合併の効力が生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その所有する乙の株式の合計数に2,262を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本吸収合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式2,262株の割合をもって甲の普通株式を割り当てる。

第 3 条（甲の資本金及び準備金の額）

本吸収合併により増加する甲の資本金及び準備金の額については、会社計算規則第35条又は第36条の定めるところに従い、甲が定めるものとする。

第 4 条（効力発生日）

本吸収合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2020年9月1日とする。ただし、本吸収合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議・合意の上、これを変更することができる。

第 5 条（株主総会）

甲及び乙は、効力発生日の前日まで、本契約の承認及び本吸収合併に必要な事項に関する株主総会の決議を求めるものとする。

第 6 条（剰余金の配当）

1. 甲及び乙は、本契約締結日後、効力発生日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲は、2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円及び総額3億円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。

第 7 条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行うものとする。

第 8 条（本吸収合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本吸収合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本吸収合併の目的の達成が困難となった場合（2020年4月10日付けで甲及びマックスバリュ九州株式会社（以下「丙」という。）の間に締結された吸収合併契約に基づく、甲を吸収合併存続会社、丙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「第2吸収合併」という。）が中止された場合又は解除された場合その他第2吸収合併が効力発生日において効力を生じないことが確実な場合を含む。）には、甲及び乙は協議・合意の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（解除条件）

1. 本契約は、効力発生日の前日までに、第5条に定める甲又は乙の株主総会における承認を得られなかったときは、その効力を失うものとする。
2. 本契約は、効力発生日に、第2吸収合併が効力を生じなかったときは、その効力を失うものとする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が協議・合意の上、これを定める。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年4月10日

甲：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
イオン九州株式会社
代表取締役社長 柴田 祐司

乙：福岡県福岡市博多区博多駅南二丁目9番11号
イオンストア九州株式会社
代表取締役社長 平松 弘基

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社とマックスバリュ九州株式会社（以下「MV九州」といいます）及びイオンストア九州株式会社（以下「A S九州」といいます）は、2020年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MV九州及びA S九州を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本経営統合」といいます）を行い、MV九州、A S九州が営む事業に関して有する一切の権利義務を承継し、当社の事業領域を拡大させることを予定しております。

本合併に際して、当社は、MV九州及びA S九州の株主に対して、当社の普通株式を割当て交付することとなります。これにともない現行定款第2章第6条（発行可能株式総数および単元株式数）について、発行可能株式総数を現行の24百万株から70百万株に変更するものであります。なお、かかる定款の一部変更の効力は、本定時株主総会において、第1号議案及び第2号議案が原案通り承認可決され、本経営統合の効力が発生することを条件として、その効力発生日に生ずることといたしたいと存じます。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 （発行可能株式総数および単元株式数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>24</u> 百万株とする。	第2章 株式 （発行可能株式総数および単元株式数） 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>70</u> 百万株とする。

第4号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって取締役8名全員は任期満了となりますが、今後の事業再編の促進及び経営基盤の強化に備えるために、取締役10名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は次のとおりであります。

1 もり よし き
森 美樹

再任

生年月日	1950年 9 月16日	所有する当社の株式数	2,402株
略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	1973年 3 月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 1984年 5 月 日本クレジットサービス株式会社 (現イオンフィナンシャルサービス株式会社) 取締役 1992年 5 月 同社常務取締役 1994年 5 月 同社専務取締役 1995年 5 月 同社代表取締役社長 2003年 5 月 イオン(株)取締役 2007年 4 月 同社取締役 (兼) 総合金融事業EC議長 2008年 8 月 同社取締役 (兼) 執行役 総合金融事業最高経営責任者 2010年 3 月 同社取締役 (兼) 代表執行役副社長 総合金融事業共同最高経営責任者 2012年 3 月 同社取締役 (兼) 代表執行役副社長 グループCOO (兼) 総合金融事業共同最高経営責任者 2013年 3 月 同社取締役 (兼) 代表執行役副社長 グループCOO (兼) グループ財務最高責任者 2014年 5 月 同社取締役 (兼) 代表執行役副社長 グループCOO 2016年 3 月 同社取締役 (兼) 代表執行役副社長 グループCOO (兼) 4シフト推進担当 2016年 3 月 (株)ダイエー代表取締役会長 (現任) 2016年 5 月 当社代表取締役会長 (現任) 2017年 2 月 イオン(株)取締役 (兼) 代表執行役副社長グループCOO 2019年 3 月 同社取締役 (兼) 代表執行役副社長 2019年 5 月 同社相談役 (現任)		
特別の利害関係	森 美樹氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 しば た ゆう じ 柴田 祐司

再任

生年月日	1956年 8 月 4 日	所有する当社の株式数	7,308株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1979年 3 月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 2002年 9 月 同社川口前川店長 2003年 9 月 同社マリンピア店長 2006年 9 月 同社埼玉事業部長 2008年 5 月 同社GMS事業戦略チームリーダー 2010年 3 月 イオンリテール(株)事業創造政策チームリーダー 2010年 5 月 イオン北海道(株)取締役 2011年 5 月 同社代表取締役社長 2014年 5 月 当社代表取締役社長 2016年 4 月 当社代表取締役社長執行役員 2019年 3 月 当社代表取締役社長執行役員 (兼) 営業本部長 2019年 5 月 当社代表取締役社長 (現任)		
特別の利害関係	柴田 祐司氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 い とう ふみひろ 伊藤 文博

再任

生年月日	1956年 6 月 23 日	所有する当社の株式数	5,308株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1980年 3 月 福岡ジャスコ(株) (現イオン九州(株)) 入社 2005年 4 月 当社ジャスコ菊陽店長 2006年 4 月 当社食品商品部長 2009年 3 月 当社福岡事業部長 2009年 5 月 当社取締役 2012年 4 月 当社営業担当 2012年 5 月 当社常務取締役 2014年 3 月 当社GMS・SuC事業本部長 2014年 4 月 当社SC開発本部長 2016年 4 月 当社取締役常務執行役員SC開発本部長 2018年 3 月 当社取締役常務執行役員開発本部長 2019年 3 月 当社取締役常務執行役員ディベロッパー事業本部長 2019年 5 月 当社取締役常務執行役員営業本部長 (現任) 2019年 5 月 イオンストア九州(株)取締役 (現任)		
特別の利害関係	伊藤 文博氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

4 ひらまつ ひろもと 平松 弘基

再任

生年月日	1962年 5 月24日	所有する当社の株式数	514株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1985年 3 月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 1998年 4 月 (株)オフィスマックスジャパン出向 2001年 7 月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 財務部 2012年 4 月 同社財務部長 2017年 3 月 当社経営戦略本部長 2017年 5 月 当社取締役執行役員経営戦略本部長 2017年 5 月 イオンストア九州(株)代表取締役社長 (現任) 2018年 4 月 当社取締役執行役員管理本部長 (兼) 企業倫理担当 (兼) 健康経営推進責任者 (現任)		
特別の利害関係	平松 弘基氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

5 ひさどめ ゆりこ 久留 百合子

再任

社外取締役就任年数 4 年

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1951年11月14日	所有する当社の株式数	983株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1983年11月 福岡県消費生活センター相談員 1984年10月 (株)西日本銀行ホームコンサルタントとして入行 1986年12月 (株)西銀経営情報サービスへ出向 1992年 4 月 (株)西日本銀行広報室ホームエコノミスト 1993年11月 同社広報室代理 1997年 7 月 同社広報室調査役 2000年11月 同社退社 2001年 1 月 (有)ビスネット設立 代表取締役 2005年 7 月 福岡県教育委員 2006年 6 月 (株)ビスネット 代表取締役 (現任) 2013年 5 月 女性の大活躍推進福岡県会議 共同代表 (現任) 2014年 5 月 公益財団法人ふくおか環境財団評議員 (現任) 2016年 5 月 当社社外取締役 (現任)		
社外取締役候補者とした理由	久留 百合子氏は、消費者問題における豊富な経験およびダイバーシティ (多様性) に対する深い造詣を有しておられ健全かつ効率的な経営の推進についてご指導いただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	久留 百合子氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

6 おくだ はるひ こ 奥田 晴彦

新任

生年月日	1961年10月24日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	2005年 4 月 (株)ダイエー構造改革本部不動産企画部長 2006年 2 月 同社不動産・テナント事業本部長 2006年 5 月 同社執行役員不動産・テナント事業本部長 2009年 9 月 同社執行役員不動産構造改革本部長 2013年 3 月 同社執行役員不動産企画本部長 2013年 9 月 同社執行役員不動産統括 統括役員補佐 2014年 7 月 イオン(株)GMS 改革・戦略推進プロジェクトリーダー 2015年 9 月 (株)OPA専務取締役 (兼)専務執行役員 2016年 3 月 同社代表取締役社長 2016年 5 月 (株)キャナルシティ・オーパ代表取締役社長 2019年 5 月 当社執行役員ディベロッパー事業本部長 (現任)		
特別の利害関係	奥田 晴彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

7 よしだ あきお 吉田 昭夫

新任

生年月日	1960年 5 月26日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1983年 4 月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 2005年 9 月 同社東北開発部長 2009年 9 月 イオンリテール(株)関東開発部長 2011年 3 月 イオンモール(株)中国本部中国開発統括部長 2014年 5 月 同社常務取締役営業本部長 (兼) 中国担当 2015年 2 月 同社代表取締役社長 2016年 3 月 イオン(株)執行役ディベロッパー事業担当 2019年 3 月 同社代表執行役副社長ディベロッパー事業担当 (兼) デジタル事業担当 2020年 3 月 同社代表執行役社長 (現任)		
特別の利害関係	吉田 昭夫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

8 さ さ き つとむ 佐々木 勉

新任

生年月日	1955年 7 月 9 日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1979年 3 月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 1995年 5 月 同社三岐商品水産マネージャー 2001年10月 同社水産部商品部マネージャー 2003年 3 月 同社 S S M商品本部北関東商品部長 2004年 3 月 同社 S S M商品本部西関東商品部長 2004年 9 月 同社関東カンパニー食品商品部長 2007年 5 月 (株)フードサプライジャスコ (現イオンフードサプライ(株)) 代表取締役社長 2011年 4 月 イオンアグリ創造(株)取締役 2014年 3 月 マックスバリュ九州(株)顧問 2014年 5 月 (株)クリエイト取締役会長 2014年 5 月 マックスバリュ九州(株)代表取締役社長 2017年 3 月 同社代表取締役社長 (兼) 営業・商品担当 2017年 5 月 同社代表取締役社長 (現任)		
特別の利害関係	佐々木 勉氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

9 なん や か ず ひ こ 南谷 和彦

新任

生年月日	1960年 8 月 16 日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1983年 4 月 ジャスコ(株) (現イオン(株)) 入社 2000年 9 月 同社 S S M兵庫商品部マネージャー 2001年 3 月 同社 S S M水産商品開発部長 2006年 3 月 同社水産商品部長 2009年 9 月 イオンリテール(株)イオン東北食品商品部長 2012年 9 月 同社中四国カンパニーイオン倉敷店長 2015年 9 月 マックスバリュ九州(株)商品副本部長 2016年 5 月 同社執行役員商品本部長 (兼) 九州商品開発部長 2017年 5 月 同社取締役執行役員商品担当 (兼) 九州商品開発部長 2019年 4 月 同社取締役執行役員商品担当 (現任)		
特別の利害関係	南谷 和彦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

11 あおき こういち
青木 孝一

新任

社外取締役候補者

独立役員候補者

生年月日	1949年11月2日	所有する当社の株式数	0株
略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	1972年 4 月 (株)日本リクルートセンター（現(株)リクルートホールディングス）入社 1978年11月 (株)ルーデンス設立 代表取締役 1983年 4 月 (株)フォーラム設立 代表取締役 1985年 4 月 (株)コミュニケーション・アーツ設立 代表取締役 1994年 4 月 (株)コミュニケーション・アーツをコズミックアート(株)に社名変更 2009年 6 月 (株)はせがわ 社外取締役 2014年10月 コズミックアート(株)を(株)ライフワークス・ラボに改組 取締役（現任） 2016年 5 月 マックスバリュ九州(株)社外取締役（現任）		
社外取締役候補者とした理由	青木 孝一氏は、長年会社の経営に携わっており、培われた知識・経験等を活かして、当社の経営に対し的確な助言・監督をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	青木 孝一氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 1.社外取締役就任年数は、本総会終結時の年数です。

- 伊藤 文博氏、平松 弘基氏は略歴のとおり、当社の特定関係事業者であるイオンストア九州株式会社の業務執行者であります。
- 吉田 昭夫氏は略歴のとおり、当社親会社であるイオン株式会社の業務執行者であり、過去5年においても同社の業務執行者でありました。
- 佐々木 勉氏、南谷 和彦氏は略歴のとおり、当社の特定関係事業者であるマックスバリュ九州株式会社の業務執行者であります。
- 久留 百合子氏は、当社定款第25条の規定に基づき取締役就任時に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合はその契約を継続する予定であります。
- 久留 百合子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。なお、本議案が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
- 青木 孝一氏が選任された場合、当社定款第25条の規定に基づき取締役就任時に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結する予定であります。
- 青木 孝一氏は、東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

第5号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって阪口 彰洋氏を除く監査役3名が任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

1

いとう みちお

伊藤 三知夫

再任

社外監査役就任年数3年

社外監査役候補者

生年月日	1955年 4 月 3 日	所有する当社の株式数	342株
略歴、地位、および重要な兼職の状況	1978年 3 月 ジャスコ(株)(現イオン(株)) 入社 1986年 9 月 同社熊野店総務課長 1988年 3 月 同社金沢シーサイド店総務課長 1991年 4 月 同社宇都宮店総務課長 1994年 4 月 (株)ブルーグラス人事課長 1996年 9 月 ジャスコ(株)(現イオン(株)) 株式文書課 2009年 9 月 同社グループ経営監査室 2017年 5 月 当社社外監査役（現任）		
社外監査役候補者とした理由	伊藤 三知夫氏は、イオン株式会社やグループ会社の管理部門を歴任され、2009年9月からは経営の監査部門としてグループ各社の内部統制やリスクマネジメントの監督を行っており、その見識・経験を当社の監査に活かすことができるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	伊藤 三知夫氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

2 みやざきまさのり 宮崎 雅典

新任

生年月日	1955年 6 月27日	所有する当社の株式数	340株
略歴、地位、および重要な兼職の状況	1979年 3 月 福岡ジャスコ(株)(現イオン九州(株)) 入社 1996年 2 月 当社能力開発部長 1999年 3 月 当社人事部長 2002年 5 月 当社取締役人事総務本部長 2007年 3 月 当社取締役企業倫理担当(兼) 人事総務本部長 2010年 5 月 当社取締役社長室担当(兼) 企業倫理担当(兼) 人事総務本部長 2012年 5 月 イオンリテール(株)中四国カンパニー人事教育部長 2015年 5 月 マックスバリュ九州(株)常勤監査役(現任)		
特別の利害関係	宮崎 雅典氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

3 こがかずたか 古賀 和孝

新任

社外監査役候補者

独立役員候補者

生年月日	1955年 9 月17日	所有する当社の株式数	0 株
略歴、地位、および重要な兼職の状況	1986年 4 月 弁護士登録(福岡県弁護士会) ふくおか法律事務所入所 1989年 4 月 古賀和孝法律事務所(現、古賀・花島・桑野法律事務所) 設立 2007年10月 マックスバリュ九州(株)社外監査役(現任) 2012年 4 月 福岡県弁護士会会長 2014年 4 月 日本弁護士連合会副会長 2016年 6 月 九州電力(株)監査役 2017年12月 (株)テノ.ホールディングス社外監査役 2018年 6 月 九州電力(株)取締役監査等委員(現任) 2019年 6 月 麻生商事(株)社外監査役(現任)		
社外監査役候補者とした理由	古賀 和孝氏は、主に弁護士としての専門的見地等より、当社の経営に対する確かな助言・監督をいただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。		
特別の利害関係	古賀 和孝氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。		

(注) 1.宮崎 雅典氏は略歴のとおり、当社の特定関係事業者であるマックスバリュ九州株式会社の社外監査役であります。

2.古賀 和孝氏が選任された場合、当社定款第34条の規定に基づき監査役就任時に、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令が規定する額を限度として責任限定契約を締結する予定であります。

3.古賀 和孝氏は、東京証券取引所が定める独立役員の候補者であります。

以 上

(添付書類)

事業報告 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 業績全般の状況

当期 (2019年3月1日～2020年2月29日) における九州経済は、賃金・雇用環境の改善等を背景に緩やかな回復基調が続いているものの、記録的な大雨などの自然災害、新型コロナウイルスの感染拡大など新たなリスクが発生し、先行きは依然として不透明感があり、また、小売業界においても、慢性的な人手不足、業種・業態を越えた新たな競争、消費税増税に伴う消費動向の変化や価格競争の激化が見込まれ、当社を取り巻く環境は、より一層不確実性を増しております。

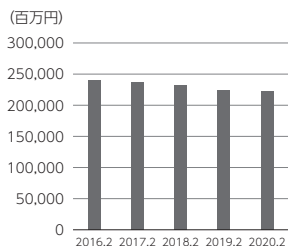
そのような状況の中、当社は「九州でNo.1の信頼される企業」を目指し、中期3か年計画 (2018年2月期～2020年2月期) に沿って、既存店の収益力の改善と新たな成長に向けたビジネスモデルの構築に取り組み、当期においては、消費税増税に伴うお客さまの需要、購買行動の変化への対応に重点的に取り組みました。前回増税時の反省から、消費税増税後、一時的な反動減が発生することを予め想定し、増税前は、ランドセルの早期承りや秋冬商材の早期展開、化粧品や家電などの高単価商材の販売体制を強化、増税後は、イオンカード・WAONカード会員さまへのポイント還元企画や「ブラックフライデー」「イオンのおトク満祭」など販促施策の拡大、「イオン九州本気の値下げ」等の販売施策の強化に取り組みました。その結果、下半期の既存店売上高は、前年同期比100.2%と伸長し、当初の想定を上回る推移となり、経費面においても、店舗運営の効率化を進め、当期の販売費及び一般管理費は、前年同期比99.1%となりました。

以上の結果、当期の経営成績として、売上高にその他営業収入を加えた営業収益は2,224億61百万円 (前期比99.2%)、営業利益は6億25百万円 (同1,227.0%)、経常利益は8億36百万円 (同322.6%)、当期純利益は2億96百万円 (同179.2%) となり、当初の予想を上回りました。

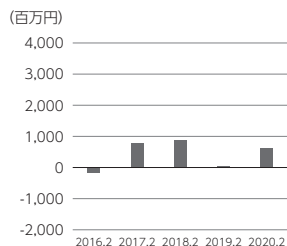
(注) 記載数値には、イオンストア九州株式会社から店舗運営に関する業務を委託された店舗の売上等は含まれておりません。

ご参考

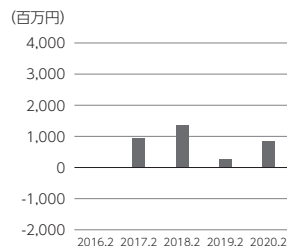
■ 営業収益



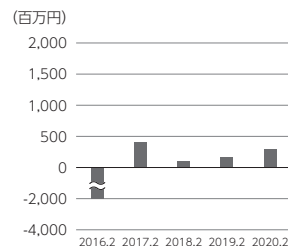
■ 営業利益



■ 経常利益



■ 当期純利益



② セグメント別の状況

<総合小売（GMS）事業>

主力のGMS事業では、衣食住・コト・サービスが集合した地域密着型のショッピングセンター（SC）を目指し、イオンモール福岡伊都（福岡市西区）、イオンショッパーズ福岡店（福岡市中央区）の大規模リニューアルを実施しました。両店舗ともに新たに導入した売場や専門店が、より幅広いお客さまからご支持をいただき、リニューアル後の売上高は、好調に推移しています。

衣料品では、従来の売場構成を見直し、カジュアル衣料と肌着をミックスした新たな売場「インナー&カジュアル」の構築に取り組みました。今期に導入した6店舗の売上高は、計画を上回る推移となっておりますので、今後も地域のお客さまのライフスタイルにフィットした衣料品売場の構築に向け、スピードを上げて導入を進めてまいります。

食料品では、重点目標である「客数の拡大」に向け、3月、6月、10月、12月に「イオン九州本気の値下げ」を実施、また、昨年1月に稼働を始めたプロセスセンターで独自に開発した和惣菜やレンジアップ商品の品揃えの拡大に取り組み、その結果、既存店の売上高は、前期比100.1%、客数は前期比100.3%と伸長しました。利益率の高い総菜部門が伸長したことに加えて、マックスバリュ九州株式会社との共同仕入れを拡大した効果により、売上総利益率も前期と比較して0.4%の改善となりました。

デジタル面での取り組みとして、「イオン九州公式アプリ」の会員拡大に向け、クーポン企画のリニューアルや新たな企画を追加した結果、期末時点でのダウンロード数は、約35万件（前期末は約22万件）を超える規模となりましたので、今後、マーケティングや店舗からの情報発信のツールとしても活用方法を拡大してまいります。

以上の結果、当期の総合小売事業の売上高は1,841億23百万円、前期に2店舗閉店した影響もあり、前期比は99.0%（既存店売上高前期比99.9%）となりました。なお、当期末の店舗数は50店舗となっています。

<ホームセンター（HC）事業>

HC事業では、園芸用品・ペット用品・DIY（日曜大工）用品など「HCらしい」品群の強化に取り組みました。園芸用品では、天候に左右されない観葉植物や多肉植物の品揃えを拡大するとともに、お客さま参加型の寄せ植え講習会を開催、ペット用品では、「ペット用化粧水」などのお手入れ用品やアパレル関連商品の品揃えの拡充、DIY用品では、改装店舗を中心に作業衣料の品揃えの拡大、また、夏場の空調服など新たな商品の提案に取り組みました。これらの強化品群が好調に推移し、HC事業全体を牽引した結果、下半期の既存店売上高は、前年同期比102.3%と伸長しました。

昨年3月に開始した「WIDE（ワイド）便」サービスは、地域のお客さまにご好評をいただき、下半期にサービスエリアを大分市内5店舗に拡大しております。「WIDE便」の売上高は、対象エリア拡大後も好調に推移しておりますので、今後もサービスの充実、対象エリアの拡大に取り組んでまいります。

「HCらしい」売場やサービスの下支えとして、社内勉強会や実演講習会を積極的に開催し、「DIYアドバイザー」や「ガーデニングマスター」等の専門知識・スキルを持つ人材の育成に努めた結果、期末時点での「DIYアドバイザー」は143名、「ガーデニングマスター」は49名となりました。

以上の結果、当期のHC事業の売上高は173億93百万円、前期に2店舗、期中に1店舗閉店した影響で前期比は97.3%（既存店売上高前期比100.5%）となりました。なお、当期末の店舗数は、33店舗となっています。

<その他の事業>

サイクル事業では、GMS店舗内のサイクル売場の自転車専門店「イオンバイク」業態への転換をすすめ、当期は新たに6店舗をオープンしました。「イオンバイク」では、キッズ、スポーツ、電動サイクルなど専門性の高い商品の拡充、話題商品「フリーパワー（電源不要のアシストギア）」を展開するとともに、「サイクルアドバイザー」等の専門知識を持つ人材の育成に努めた結果、売上高前期比は127.5%と大きく伸長しています。

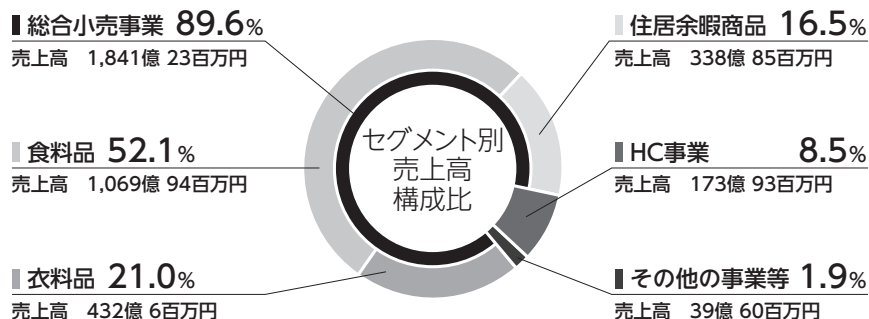
戦略小型店事業では、新たな都市型店舗の実験として、「食卓をサポートする第二のキッチン」をコンセプトに焼きたてパンと出来立ての惣菜売場を併設した「ニコキッチン」を福岡市内に出店しました。

フランチャイズ（FC）事業では、FC事業の第1号として、昨年10月にスイーツ専門店「FOOD BOAT Cafe（フードボート カフェ）」をイオン二日市店内（福岡県筑紫野市）へ出店しました。

以上の結果、当期のその他事業の売上高は38億96百万円、売上高前期比は108.7%となりました。なお、当期末の店舗数は、33店舗となっています。

商品の販売状況

セグメントの名称	売 上 高	構 成 比
	百万円	%
衣料品	43,206	21.0
食料品	106,994	52.1
住居余暇商品	33,885	16.5
その他	36	0.0
総合小売事業計	184,123	89.6
HC事業	17,393	8.5
その他の事業	3,896	1.9
その他調整額	64	0.0
合計	205,477	100.0



(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資は主として店舗の取得や既存店活性化のために実施し、投資総額は、42億54百万円（差入保証金を含む。）となりました。これらの投資に必要な資金は、自己資金及び借入金により充当いたしました。

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第45期 2017年2月期	第46期 2018年2月期	第47期 2019年2月期	第48期（当期） 2020年2月期
営業収益（百万円）	236,410	232,076	224,354	222,461
営業利益（百万円）	779	874	50	625
経常利益（百万円）	947	1,377	259	836
当期純利益（百万円）	408	101	165	296
1株当たり当期純利益（円）	21.72	5.40	8.80	15.76
総資産（百万円）	98,659	96,376	102,926	98,911
純資産（百万円）	14,277	14,070	14,045	14,147
1株当たり純資産額（円）	758.64	747.19	745.49	750.51

（注）当期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(4) 対処すべき課題

当社は、2020年4月10日付け「イオン九州株式会社、マックスバリュ九州株式会社及びイオンストア九州株式会社の合併契約の締結に関するお知らせ」にてお知らせしておりますとおり、マックスバリュ九州株式会社（MV九州）及びイオンストア九州株式会社（A S九州）との経営統合を通じて、3社が持つ強み及び経営資源を集中し、事業基盤をより強固なものへと変革させ、「全員経営」をスローガンとしてこれまで以上に九州に貢献できる「九州でNo.1の信頼される企業」を目指してまいります。

① 食品分野 ～「食」に関するあらゆるニーズを満たす「フードソリューション企業」へ～

当社、MV九州、A S九州それぞれが持つ経営資源・ノウハウの共有化を推進するとともに、商品調達力の強化や物流機能の効率化によるシナジーの極大化に努めてまいります。

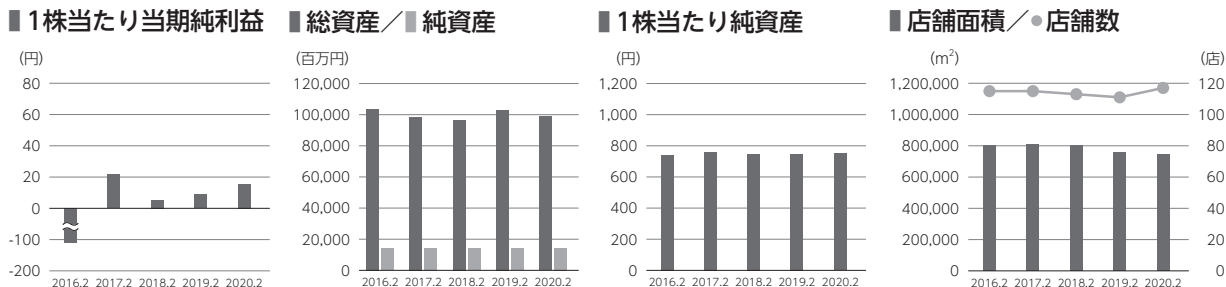
MV九州の知見を取り入れた店舗オペレーションの効率化による生産性の改善や、仕入力の強化により激化する競争環境に打ち勝つための価格訴求力の強化、物流やシステムをはじめとするインフラ投資の効率化を図ります。

② 非食品分野（衣料品・住居余暇商品） ～「物販」「サービス」をはじめとする専門店の集合体へ～

投資領域をより専門性の高い商品群へ集中させ、品揃えの幅と深みを追及するとともに、物販以外のサービス分野にビジネスチャンスを広げ、収益力を高めてまいります。

物販及びサービスの提供を行うための接客力・販売力の強化にも努め、衣料品・住居余暇商品における専門性の強化を目指してまいります。

ご参考



(5) 環境保全・社会貢献活動等の取り組み

2020年7月より「容器包装リサイクル法」の省令改正に伴い、レジ袋の有料化が義務付けられます。これに先立ち、当社ではCO2削減と環境保全活動の促進を目的として、2020年4月から衣料品・住居余暇商品を含む全店の直営売場にて、レジ袋の有料化を実施しております。この取り組みは、お客さまよりご支持をいただき、2019年度の食料品売場でのレジ袋の辞退率は、76.9%となりました。なお、レジ袋をご希望されるお客さまには、環境負荷の小さいバイオマス素材のレジ袋を有料にてご提供し、有料レジ袋の収益金は、地域の環境保全に取り組む団体に全額寄付させていただき

ます。

2019年12月に開催された「第3回ジャパンSDGsアワード」の表彰式にて、「SDGs推進副本部長（内閣官房長官）」賞を受賞しました。この賞は、持続可能な開発目標（SDGs）達成に資する優れた取り組みを行っている企業・団体などを表彰するもので、当社と味の素株式会社九州事業所及び九州の農業団体・生産者協同で推進している「九州力作野菜・果物」プロジェクトに関して、すべての関係者が利益を享受でき、持続可能かつ拡大再生産が可能なビジネスモデルが評価されました。

「ご当地WAON」、「サッカー大好きWAON」の当期の寄付金額は、約27百万円となり、取り組み開始からの累計では約1億97百万円となりました。また、「イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン」では、当期にご投函いただいたレシート金額が約2億40百万円となりましたので、その1%に当たる品物を地域のボランティア団体等（1,107団体）に寄贈します。

当社及びマックスバリュ九州株式会社では、九州のお客さまとともに首里城の再建を応援する取り組みとして、九州のご当地WAON21券種による支援企画を2019年12月1日から同年12月31日まで実施し、期間中にご利用いただいた金額の0.1%相当額にあたる約359万円を一般財団法人「沖縄美ら島財団」へ贈呈しました。

当社は、環境配慮型商品の販売や廃棄物の削減など、環境への取り組みを行うとともに、働きやすい職場環境づくりに主眼を置いた健康経営に取り組んでいます。これらの継続的な取り組みが評価され、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）の「DBJ環境格付」では7年連続、「DBJ健康経営格付」では3年連続で最高ランクの格付を取得しました。また、2020年3月には、経済産業省と日本健康会議が認定する「健康経営優良法人（大規模法人部門）」に3年連続で認定されました。

(6) 主要な事業内容

区 分		主要取扱商品
総合小売事業	イオン	衣料品、靴、鞆、服飾雑貨、食料品、情報通信機器、化粧品、医薬品、日用雑貨、寝具、バス用品等のホームファッション、消耗品等
ホームセンター事業	ホームワイド、スーパーワイドマート	建材・木材、補修材、家庭用品・日用雑貨、ペット用品、園芸用品、食料品等
その他の事業	ワイドマートドラッグ&フード、イオンバイク、ニコキッチン、フードポートカフェ	食料品、医薬品、自転車関連商品等

(注) 併せて上記の店舗においてテナントの管理・運営や保育所及び託児所等の経営を行っております。

(7) 主要な営業所

本店及び営業店舗は次のとおりであります。

- ① 本店 福岡市博多区
- ② 営業店舗 117店舗

所在地	区分	店 舗 名		
		総合小売事業	ホームセンター事業	その他の事業等
福岡県 (42店舗)		A甘木店・A大木店 A大野城店・A岡垣店 A大牟田店・A小郡店 A乙金店・A香椎浜店 A志摩店・A筑紫野店 A戸畑店・A直方店 A福岡店・A福岡伊都店 A福岡東店・A福津店 A穂波店・A八幡東店 A若松店・Aショッパーズ福岡店	HW永犬丸店 HW田主丸店 HW和白店	WMD&F那珂川店 WMD&F和白東店 AB甘木店・AB大橋店 AB小郡店・AB香椎浜店 AB黒崎店・AB小倉貴船店 AB笹丘店・AB那の川店 AB直方店・AB筑紫野店 AB福岡伊都店・AB福岡店 AB福津店 ABマリナタウン店 AB吉塚店・NK六本松店 FBC二日市店
佐賀県 (6店舗)		A唐津店・A江北店 A佐賀店・A佐賀大和店	HW江北店 HW佐賀大和店	—
長崎県 (11店舗)		A有家店・A大村店 A佐世保店・A佐世保白岳店 A大塔店・A時津店 A東長崎店	HW早岐店・HW深堀店 HW溝陸店	AB大村店
熊本県 (14店舗)		A天草店・A宇城店 A大津店・A熊本店 A錦店・A八代店	HW阿蘇店・HW御船店	WMD&F麻生田店 WMD&F月出店 AB熊本店・AB熊本中央店 AB新大江店 A益城テクノ仮設団地店
大分県 (23店舗)		A三光店・A高城店 A挾間店・A光吉店 Aパークプレイス大分店	HW臼杵店・HW大在店 HW杵築店・HW佐伯南店 HW高城店・HW竹田店 HW挾間店・HW日出店 HWプラス賀来店 HW豊後高田店 HW戸次店・HW三重店 HW宮崎店・SWM佐伯店	WMD&F新町店 WMD&F宗方店 WMD&F森町店 AB挾間店
宮崎県 (14店舗)		A多々良店・A延岡店 A日向店・A都城店 A宮崎店	HW出北店・HW西都店 HW財光寺店 HW高千穂店・HW高鍋店 HW日南店・HW平和台店 HWプラス都城店	AB宮崎店
鹿児島県 (6店舗)		A始良店・A鹿児島店 A隼人国分店	—	AB始良店・AB鹿児島店 AB隼人国分店
山口県 (1店舗)		—	HW新下関店	—
合計 (117店舗)		50店舗	33店舗	34店舗

(注1) A:イオン、HW:ホームワイド、SWM:スーパーワイドマート、WMD&F:ワイドマートドラック&フード、AB:イオンバイク、NK:ニコキッチン、FBC:フードポートカフェ

(注2) A益城テクノ仮設団地店は、その他の事業に含まれておりません。

(8) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
当 期 末	前期末比増減		
3,046名 (6,816名)	234名 (△572名) 増	46歳11ヵ月	13年11ヵ月

(注1) 従業員数についてはグループ会社からの出向者87名を含み、グループ会社等への出向者408名を含んでおりません。

(注2) コミュニティ社員（パートタイマー）は（ ）内に、年間の平均人数を外数で記載しております。ただし、1日の勤務時間は8時間換算で計算しております。

(注3) 前期末に比べ従業員数が234名増加しております。主として社員区分の変更によるものです。コミュニティ社員が572名減少しておりますが、主として社員区分の変更と定年・中途退職等による減少です。

(9) 重要な親会社等の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はイオン株式会社であり、その子会社を含めたイオングループで当社の議決権を73.84%（13,872千株）保有しております。なお、同社の直接保有は63.74%（11,975千株）となっております。当社は、親会社から親会社の保有する商標等の知的財産権等の提供を受けております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

(イ) 当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項

親会社等の商品取引条件については、仕入価格、代金決済方法等、業界の慣習等に則り、他社と同様の交渉の上取引を決定しております。

(ロ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

親会社等との取引については、その重要性に応じて取締役会に付議の要否を決定しており、社外取締役も含めた多面的な議論の上で、取締役会の決議において実施の可否を判断しております。

(ハ) 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はございません。

③ 子会社の状況

該当事項はございません。

(10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社西日本シティ銀行	5,233百万円
株式会社みずほ銀行	3,520百万円
株式会社肥後銀行	2,430百万円
株式会社三井住友銀行	1,955百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,880百万円

(11) 剰余金の配当等の権限の行使に関する方針

当社は、中長期的な企業の価値向上と利益配分のバランスの最適化を図ることを重要政策と位置づけ、株主の皆さまに利益配分させていただくことを基本方針としております。

配当金につきましては、中間配当は行っておりませんが、株主資本利益率の向上に努め、配当性向を勘案しつつ安定的な配当の実施に努めてまいります。

内部留保資金につきましては、将来の事業発展に必要な不可欠な成長投資として活用し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆さまにお応えしてまいります。

当社は「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる」旨を定款第36条に定めております。

当期の配当につきましては、期末配当として1株当たり普通配当10円を実施させていただきます。

なお、配当のお支払いは2020年4月27日（月曜日）からとさせていただきます。

(12) その他会社の現況に関する重要事項

当社及びマックスバリュ九州株式会社は、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、2020年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、マックスバリュ九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。また、当社及びイオンストア九州株式会社は、2020年4月10日開催のそれぞれの取締役会において、2020年9月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、イオンストア九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併に係る吸収合併契約を締結することを決議し、吸収合併契約を締結いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 18,812,519株 (自己株式3,452株を含む)
- (3) 単元株式数 100株
- (4) 当事業年度末の株主数 6,737名
- (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
イオン株式会社	11,975	63.67
イオン九州共栄会	517	2.74
イオン九州社員持株会	499	2.65
マックスバリュ西日本株式会社	480	2.55
株式会社コックス	360	1.91
九州電力株式会社	320	1.70
イオンフィナンシャルサービス株式会社	300	1.59
ミニストップ株式会社	296	1.57
株式会社西日本シティ銀行	245	1.30
株式会社大分銀行	214	1.14

(注) 持株比率は、自己株式を除く発行済株式の総数に対する持株数の割合であります。

3. 会社役員に関する事項
(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	森 美 樹	イオン(株)相談役 (株)ダイエー代表取締役会長
代 表 取 締 役 社 長	柴 田 祐 司	
取 締 役 常 務 執 行 役 員	伊 藤 文 博	営業本部長 イオンストア九州(株)取締役
取 締 役 常 務 執 行 役 員	川 口 高 弘	食品商品本部長 イオンストア九州(株)取締役
取締役執行役員	長 崎 正 志	衣料・住居余暇商品本部長
取締役執行役員	平 松 弘 基	管理本部長（兼）企業倫理担当(兼) 健康経営推進責任者 イオンストア九州(株)代表取締役社長
取 締 役	岡 崎 双 一	イオン(株)代表執行役副社長 GMS 事業担当（兼）国際事業担当 イオンリテール(株)取締役会長
取 締 役	久 留 百合子	(株)ビスネット代表取締役
常 勤 監 査 役	伊 藤 三知夫	マックスバリュ西日本(株)監査役 イオンストア九州(株)監査役
監 査 役	阪 口 彰 洋	弁護士法人淀屋橋・山上合同 弁護士
監 査 役	原 伸 明	イオン(株)経理部長
監 査 役	笹 川 恭 広	イオン琉球(株)常勤監査役

(注1) 取締役久留百合子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。また、常勤監査役伊藤三知夫氏及び監査役阪口彰洋、笹川恭広の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、当社は久留百合子氏及び阪口彰洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出しています。

(注2) 2019年5月17日開催の第47期定時株主総会において、岡崎双一氏が取締役に就任いたしました。

(注3) 監査役原伸明氏は、イオン株式会社経理部長であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(ご参考) 取締役を兼務しない執行役員の状況

氏 名	担 当
奥 田 晴 彦	ディベロッパー事業本部長
川 村 泰 尚	営業企画・デジタル本部長（兼）デジタル事業推進部長
野 上 永 史	営業本部副本部長（兼）佐賀・長崎事業部長
松 永 青 史	ディベロッパー事業副本部長（兼）リーシング部長
倉 上 茂 弘	F C事業推進部長
工 藤 洋 子	人事教育部長
田 中 圭 美	熊本・鹿児島事業部長
吉 田 圭 司	総務部長

(2) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員 の員数（名）
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役（社外取締役を除く。）	113	68	22	22	5
監査役（社外監査役を除く。）	—	—	—	—	—
社外取締役	3	3	—	—	1
社外監査役	18	18	—	—	3

(注1) 株主総会の決議により取締役報酬限度額（従業員兼務取締役の従業員分の報酬を除く。）は年額3億70百万円であり、監査役報酬限度額は年額30百万円であります。

(注2) 当事業年度末現在の取締役は8名、監査役4名、合計12名であります。

(注3) 社外役員が、当社の親会社から受けている役員報酬等はありません。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先会社名	兼職の内容	当社との関係
社外取締役	久 留 百 合 子	(株)ビスネット	代表取締役	—
社外監査役	伊 藤 三 知 夫	マックスバリュ西日本(株)	監査役	兄弟会社
		イオンストア九州(株)	監査役	兄弟会社
社外監査役	阪 口 彰 洋	弁護士法人淀屋橋・山上合同	弁護士	—
社外監査役	笹 川 恭 広	イオン琉球(株)	常勤監査役	兄弟会社の子会社

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	久 留 百合子	当期開催の取締役会19回の全てに出席し、主に商品・サービス面における助言を消費者や経営者の視点から必要な提言を適宜行っております。
社外監査役	伊 藤 三知夫	当期開催の取締役会19回の全てに出席するとともに当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に経営管理及びリスクマネジメントの観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	阪 口 彰 洋	当期開催の取締役会19回の全てに出席するとともに当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的な知識、幅広い経験から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	笹 川 恭 広	当期開催の取締役会19回の全てに出席するとともに当期開催の監査役会13回の全てに出席し、主に総務関連の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

③ 社外役員の責任限定契約の概要

当社は、社外取締役久留百合子氏及び社外監査役阪口彰洋氏と、会社法第423条第1項の責任につき、同氏が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、当社に対して賠償すべき額は、法令の定める額を限度とし、この限度を超える同氏の損害賠償義務を免除する旨の責任限定契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)	親会社等の子会社等からの役員報酬等 (百万円)
社外取締役	1	3	—
社外監査役	3	18	13

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	当事業年度		
	監査証明業務に 基づく報酬 (百万円)	非監査証明業務に 基づく報酬 (百万円)	報酬等の総額 (百万円)
当社	34	－	34

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人が提出した監査項目別時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績を確認し、当事業年度の監査計画にかかる監査時間及び要員計画から見積られた報酬額の算出根拠内容を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

計算書類

貸借対照表 (2020年 2月29日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
■ 資産の部	
流動資産	(29,818)
現金及び預金	3,150
売掛金	1,606
商品	20,119
貯蔵品	119
前払費用	717
未収入金	3,473
1 年内回収予定の差入保証金	356
その他	276
貸倒引当金	△0
固定資産	(69,093)
有形固定資産	(56,064)
建物	30,535
構築物	1,851
機械及び装置	51
車両運搬具	1
工具、器具及び備品	3,051
土地	20,295
リース資産	202
建設仮勘定	75
無形固定資産	(127)
ソフトウェア	90
施設利用権	14
電話加入権	21
投資その他の資産	(12,901)
投資有価証券	80
前払年金費用	172
長期前払費用	1,887
繰延税金資産	2,733
差入保証金	8,022
その他	3
貸倒引当金	△0
資産合計	98,911

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	金 額
■ 負債の部	
流動負債	(58,052)
支払手形	843
電子記録債務	4,905
買掛金	15,734
短期借入金	4,203
1年内返済予定の長期借入金	10,269
リース債務	25
未払金	3,551
未払費用	2,512
未払法人税等	949
未払消費税等	1,275
前受金	72
預り金	9,826
賞与引当金	1,345
役員業績報酬引当金	35
設備関係支払手形	1,745
その他	756
固定負債	(26,710)
長期借入金	15,485
リース債務	332
長期預り保証金	9,047
資産除去債務	1,679
その他	166
負債合計	84,763
■ 純資産の部	
株主資本	(14,135)
資本金	3,161
資本剰余金	9,209
資本準備金	9,209
利益剰余金	1,770
利益準備金	811
その他利益剰余金	958
固定資産圧縮積立金	177
繰越利益剰余金	780
自己株式	△6
評価・換算差額等	(△18)
その他有価証券評価差額金	△18
新株予約権	(31)
純資産合計	14,147
負債及び純資産合計	98,911

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2019年3月1日から2020年2月29日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	205,477
売上原価	147,357
売上総利益	58,120
その他の営業収入	16,983
営業総利益	75,104
販売費及び一般管理費	74,478
営業利益	625
営業外収益	546
受取利息及び受取配当金	28
備品等受贈益	69
テナント退店違約金受入	81
受取保険金	78
補助金収入	12
差入保証金回収益	243
その他	31
営業外費用	335
支払利息	235
その他	99
経常利益	836
特別利益	2,765
固定資産売却益	1,434
受取保険金	1,331
特別損失	2,695
固定資産除売却損	65
投資有価証券評価損	11
減損損失	1,222
店舗閉鎖損失	431
災害による損失	963
税引前当期純利益	906
法人税、住民税及び事業税	849
法人税等調整額	△238
当期純利益	296

(注) 記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年4月10日

イオン九州株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ			
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	松 嶋 敦	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 徹	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 秀 敏	㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イオン九州株式会社の2019年3月1日から2020年2月29日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
重要な後発事象に関する注記（合併契約締結について）に記載されているとおり、会社とマックスバリュ九州株式会社及びイオンストア九州株式会社は、2020年9月1日（予定）を効力発生日として、会社を吸収合併存続会社、マックスバリュ九州株式会社及びイオンストア九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を2020年4月10日付でそれぞれ締結した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年3月1日から2020年2月29日までの第48期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び主要な使用人並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、経営監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めるほか、重要な決裁書類等の閲覧や本社及び主要な店舗等において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条第1項及び第3号に掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）及びその運用状況について取締役及び主要な使用人等から定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

加えて、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号口の判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況や「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関しては、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年4月10日

イオン九州株式会社 監査役会

常勤監査役 伊 藤 三知夫 ㊞

監 査 役 阪 口 彰 洋 ㊞

監 査 役 原 伸 明 ㊞

監 査 役 笹 川 恭 広 ㊞

(注) 監査役伊藤三知夫、阪口彰洋、笹川恭広は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

■ご参考

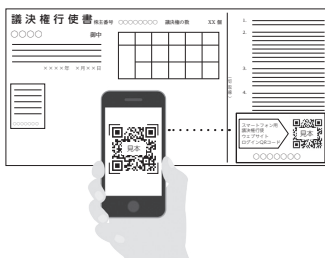
インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限：2020年5月13日（水曜日）午後5時入力完了分まで

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

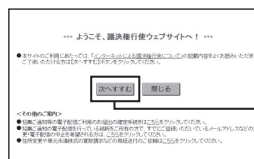
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

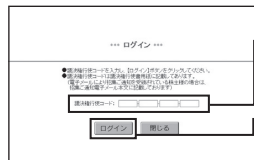
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

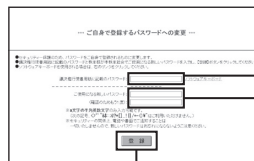
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

※ インターネットで複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱います。
※ 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 9:00～21:00）

株主優待制度／株主メモ

■株主優待制度に関するお知らせ

ご優待内容

当社決算日（2月末日）に所有株式数100株（単元株式数）以上保有の株主さまに対し、ご所有株式数に応じて、次の通り「株主様ご優待券」（100円券）を贈呈いたします。

なお、「株主様ご優待券」に替え、当社が運営するネット通販サイト「AE STORE（イーストア）※」でご利用いただけます「ネットポイント」もしくは全国のイオンのお店でご利用いただけます「イオンギフトカード」のいずれかをお選びいただけます。

※AE STORE…九州各県のグルメをインターネットでお取り寄せできる通販サイトです。
（選択制）

ご所有株式数	株主様ご優待券	ネットポイント イオンギフトカード のいずれか
100株以上	50枚	2,000円相当
200株以上	75枚	3,000円相当
500株以上	100枚	4,000円相当
1,000株以上	150枚	5,000円相当
2,000株以上	200枚	
3,000株以上	300枚	
4,000株以上	400枚	
5,000株以上	一律500枚	

ご利用方法 〈株主さまご優待券〉お買上げ金額1,000円ごとに、1枚ご利用いただけます。
〈ネットポイント〉当社のネット通販サイト（AE STORE）でご利用いただけます。
〈イオンギフトカード〉全国のイオンのお店で使えます。

お客さま株主カード

全国のイオンラウンジをご利用いただけます。「お客さま株主カード」につきましては、当社の株式を100株以上ご所有の株主さまへ進呈させていただきます。



イオンラウンジ

（特別なお客さまだけのイオンラウンジをご利用ください。）
イオンラウンジでは、お買物の合間にゆっくりおくつろぎいただけるよう、イオンラウンジ会員さまに限定したサービスをご用意しています。
※イオン九州の株式を100株以上ご所有で「お客さま株主カード」をお持ちであれば、イオンラウンジ会員の資格を有します。ただし、ご所有株式が100株未満になった場合には会員資格は消滅します。
※「お客さま株主カード」の有効期間にご注意ください。

イオン九州のイオンラウンジ設置店舗

- ・イオン大牟田店
- ・イオン福岡店
- ・イオンパーク
- ・イオン小郡店
- ・イオン八幡東店
- ・プレイス大分店
- ・イオン香椎浜店
- ・イオン若松店
- ・イオン延岡店
- ・イオン筑紫野店
- ・イオン佐賀大和店
- ・イオン都城店
- ・イオン直方店
- ・イオン大塔店
- ・イオン宮崎店
- ・イオン福岡店
- ・イオン熊本店
- ・イオン始良店
- ・イオン福岡伊都店
- ・イオン鹿児島店

■株主メモ

公 告 の 方 法 電子公告の方法により行います。ただし、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載します。

公告掲載の当社ウェブサイト
<http://www.aeon-kyushu.info/>

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

郵便物送付先 〒168-0063
東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社
証券代行部
電話 0120-782-031（フリーダイヤル）

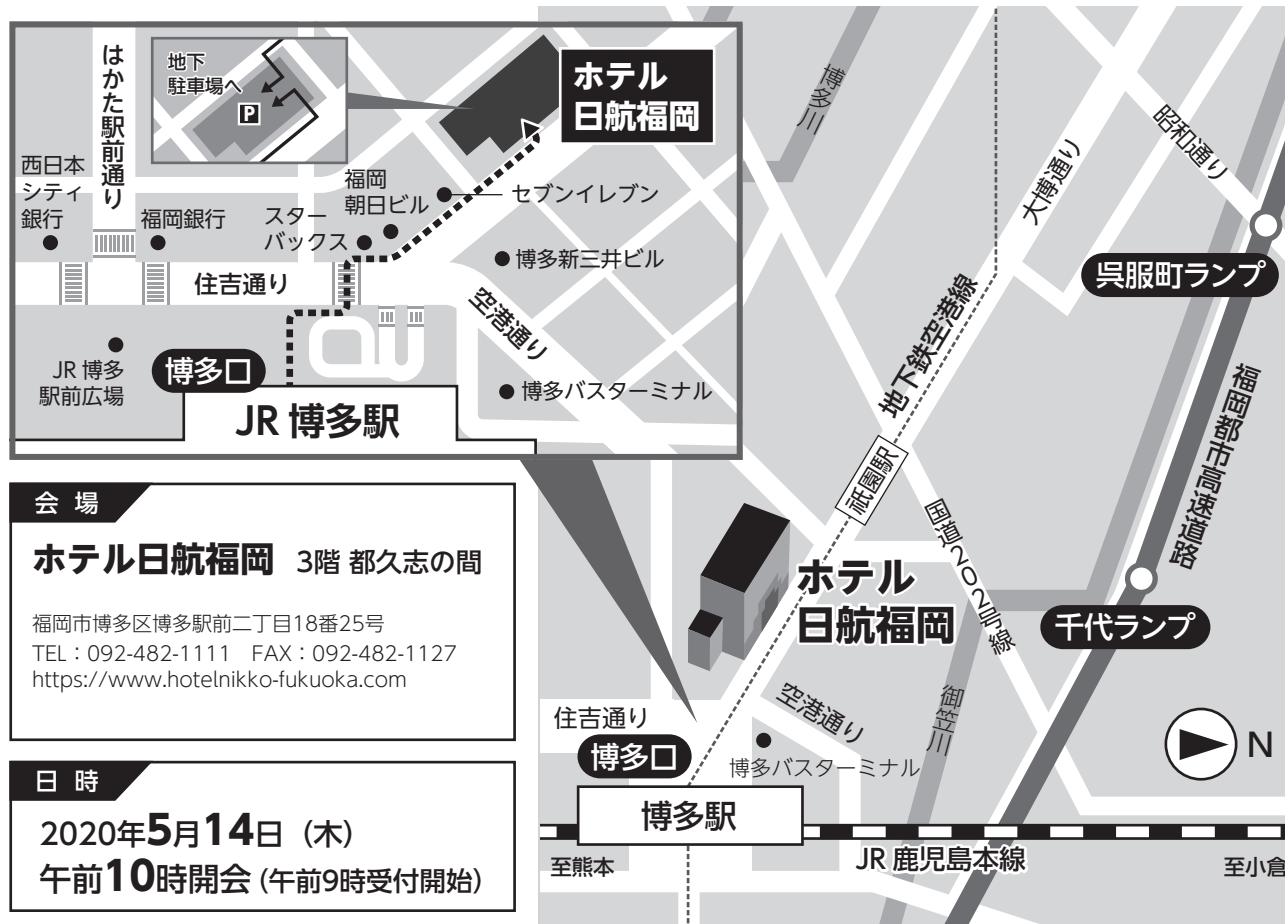
- 住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について
株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座を開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
- 未払配当金の支払について
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

単元株式数 100株

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場のご案内



会場

ホテル日航福岡 3階 都久志の間

福岡市博多区博多駅前二丁目18番25号
TEL : 092-482-1111 FAX : 092-482-1127
<https://www.hotelnikko-fukuoka.com>

日時

2020年5月14日 (木)
午前10時開会 (午前9時受付開始)

交通のご案内

- JR・地下鉄をご利用の場合 JR・地下鉄空港線「博多駅」下車 博多駅博多口より徒歩約3分
地下鉄空港線「祇園駅」下車 5番出口より徒歩約4分
※博多駅、祇園駅から地下道でもお越し頂けます。
- お車 (福岡都市高速道路) ご利用の場合 ※来られる方面によって降口が異なります。
〈北九州方面からお越しの方〉「呉服町ランプ」下車後、昭和通りを直進し大博通りを左折
〈太宰府方面からお越しの方〉「千代ランプ」下車後、国道202号線を直進し大博通りを左折

木を植えています
私たちはイオンです



環境保全のため、FSC®認証紙
と植物油インキを使用して印刷
しています。